

業 務 概 要

令和6年度版
(令和5年度実績)

令和7年7月1日改訂

島 根 県 中 央 児 童 相 談 所
(島根県中央児童相談所隠岐相談室)
島 根 県 出 雲 児 童 相 談 所
島 根 県 浜 田 児 童 相 談 所
島 根 県 益 田 児 童 相 談 所

は じ め に

児童相談所業務につきましては、日頃から各関係機関・団体を始めとする多くのみなさまに格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「こどもまんなか社会の構築」というスローガンを掲げてこども家庭庁が発足してから1年が経過しました。時を同じくして「こどもに関するすべての施策を推進するための包括的な基本法」として施行された『こども基本法』はまた、「こどもの権利を保障する中核となる総合的な法律」としての性格も持ち、本法に規定された『こども大綱』に示された基本方針と重要事項を推進するアクションプランとして、本年5月には『こどもまんなか実行計画 2024』が策定されたところです。

『こども基本法』の第3条の1号から4号では、『児童の権利に関する条約』のいわゆる4原則を踏まえた基本理念が規定されています。加えて、第5号ではこどもの養育について「父母等による養育が困難な場合にはできる限り家庭と同様の養育環境を確保し、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること」と規定され、この措置を講じることは『児童福祉法』において国及び地方公共団体の責務であることが規定されています。このため『こども大綱』に設けられた、「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」の一つである「里親等委託率」や、「こどもまんなか実行計画の施策の進捗状況を検証するための指標」の一つである「特別養子縁組の成立件数」は、児童相談所が特に意味を持つものとして認識する必要があります。

児童相談所が自らこどもの直接処遇を行う一時保護についても大きな見直しが行われました。これまで児童養護施設の基準に準じて整備されていた一時保護所に関して『一時保護施設の設備及び運営に関する基準』が本年3月に公布され、『一時保護ガイドライン』も全面改正されました。さらに、令和7年6月からは一時保護開始時の司法審査が開始されることになっており、一時保護所におけるこどもの権利擁護や個別ケアが推進されることとなります。もとより、児童相談所は『児童相談所運営指針』に明記されているとおり、「こどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関」であり、ここで働く私たち職員には「業務の全ての段階において、常にこどもの権利が保障されているかを確認しながら遂行すること、強い声である大人の理論に流される危険があることを認識し、こどもの権利の擁護者であることを強く意識」するよう求められています。

本県の児童相談所が受理した児童虐待通告件数は、平成28年度に400件を超え、令和4年度には倍近い786件となり、令和5年度の虐待認定件数は市町村とあわせて506件となっています。こどもの権利侵害の最たるものである児童虐待については、従来から市町村及び関係機関のみなさまと協力し合いながら対応してきているところですが、軽微な児童虐待やその危惧のあるものも含めて早期発見と早期対応を目指し、今後もこどもの権利擁護に努めていきたいと考えています。また、取組始めたばかりではありますが、よりこどもの権利擁護を進めるために、みなさまと協力と連携を図りながら児童虐待の発生予防の取組にも注力していきたいと考えています。

全てのこどもたちに希望のある明るい未来を生きる権利があります。私たち大人には、所属や立場を越えてその権利を保障していく責任があります。支援を必要とするこどもと家族に対して、適切に援助が届けられるよう、市町村、教育・保育施設、里親、児童福祉施設等関係機関・団体のみなさまと、良好な関係と協力の基に業務に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

令和6年9月

島根県中央児童相談所	宮 阪 敏 章
島根県中央児童相談所隠岐相談室	曾 田 貴 子
島根県出雲児童相談所	嶋 田 隆
島根県浜田児童相談所	長谷川 美 穂
島根県益田児童相談所	岩 本 正 義

目 次

はじめに

管轄区域図	1
組織および管内状況	2

【児童相談の部】

I 業務説明

1 相談業務の概要	6
2 児童相談所のはたらきと関係機関	8
3 各種事業の概要	12

II 令和5年度相談状況

1 相談受付	17
2 相談種別	17
3 経路別受付状況	18
4 相談種類別対応状況	19
5 相談種別ごとの状況	
(1) 養護相談	20
養護相談の理由別対応状況	20
(2) 障がい相談	21
(3) 非行相談	22
(4) 育成相談	23

III 統計資料

市町村別人口・児童数・相談別受付状況	24
1 経路別児童受付状況	26
2 相談種類別児童受付状況	27
3 年齢別受付状況	28
4 相談種類別対応状況	29
5 児童相談所における判定及び心理治療・カウンセリングの状況	30
6 児童福祉施設一覧及び入所状況	31
7 相談種類別一時保護状況	32
8 一時保護の推移	34
9 里親登録数及び委託里親数	34
10 里親委託児童の状況	35
11 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託児童の状況	35

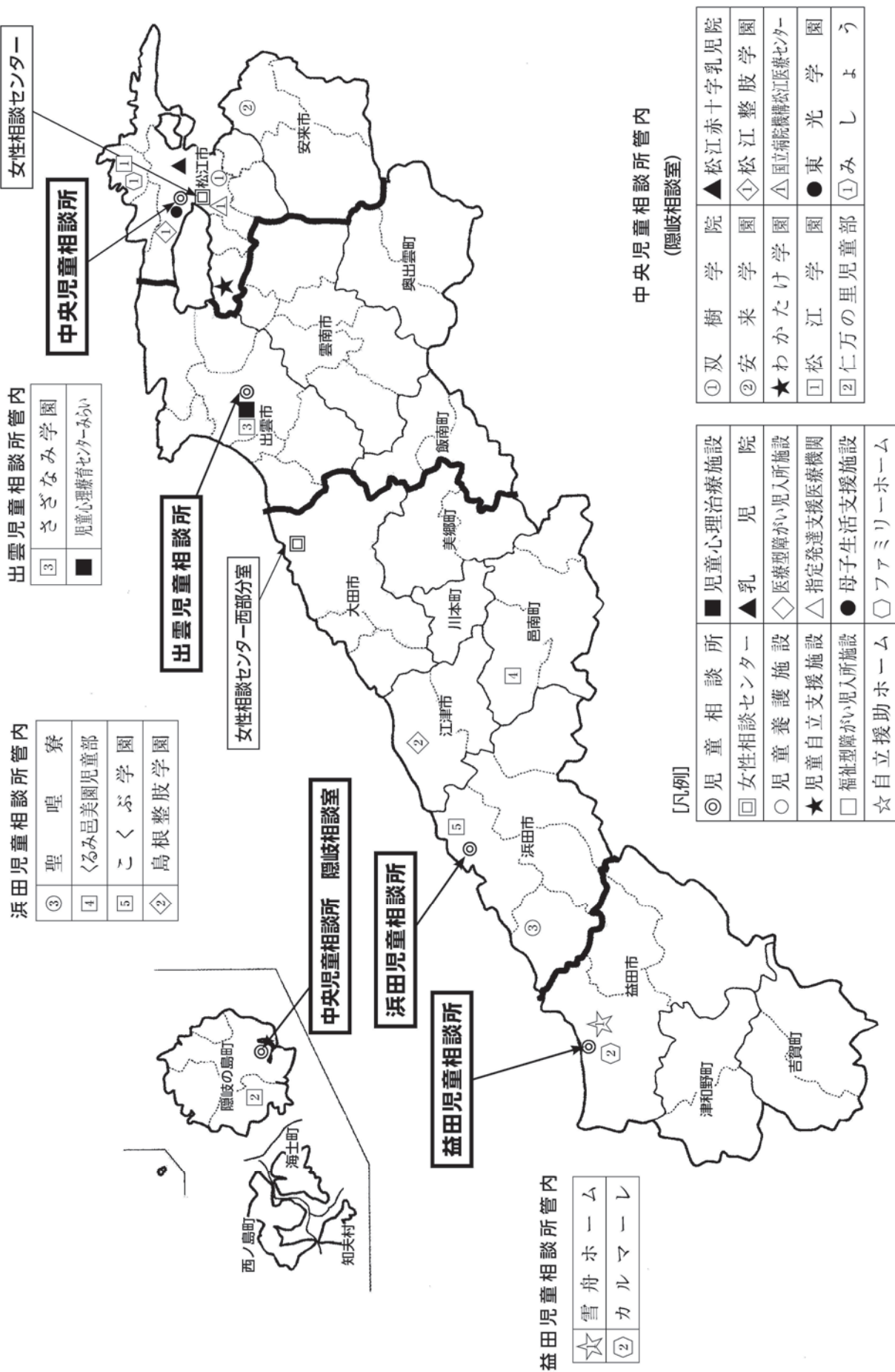
Ⅳ 令和5年度児童虐待相談補助統計

【虐待相談の状況】	36
【被虐待児の状況】	37
【虐待者の状況】	37
【家族形態】	38
【家庭環境】	39
【統計項目】	40

【女性相談の部】

Ⅰ 業務の概要	46
Ⅱ 女性支援の流れ	48

管轄区域図



組織および管内状況

児童相談所名	中央児童相談所			出雲児童相談所		
所在地 電 話 FAX	〒690-0823 松江市西川津町3090-1 TEL 代 表 (0852) 21-3168 FAX (0852) 21-3163 (隠岐相談室) 〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 TEL 代 表 (08512) 2-9706 女性相談専用 (08512) 2-9810 FAX (08512) 2-9718			〒693-0051 出雲市小山町70 TEL 代 表 (0853) 21-0007 女性相談専用 (0853) 21-8789 FAX (0853) 21-0047		
設置年月日	昭和23年8月1日			昭和35年12月1日		
組織及び職員数		職員数	内会計年度 任用職員数		職員数	内会計年度 任用職員数
	職員合計	59	31	職員合計	42	19
	所長	1		所長	1	
	副所長	1		副所長	1	
	調整監	1				
	総務企画・女性連携スタッフ 計	4	1	総務・女性相談スタッフ 計	5	2
	庶務会計	2		庶務会計	2	
	里親・女性相談担当	1		里親・女性相談担当	1	
	相談業務支援	1	1	女性相談員	2	2
	相談支援課 計	16	5	相談支援課 計	13	2
	課長	2		課長	2	
	係長	3		係長	2	
	保健師	1		保健師	1	
	児童福祉司等	10	5	児童福祉司等	8	2
	判定保護課 計	33	24	判定保護課 計	22	15
	課長	1		課長	1	
	係長	2		係長	2	
	児童心理司等	5		児童心理司等	3	
	児童指導員	2	1	児童指導員	3	2
	調理員	2	2	調理員	3	3
	夜間等児童指導員（児童支援員含む）	19	19	夜間等児童指導員	8	8
	保健師	1	1	学習支援員	2	2
	学習支援員	1	1			
	隠岐相談室 計	3	1			
	室長	1				
	児童福祉司	1				
	女性相談・児童家庭相談員	1	1			
	非常勤嘱託医師 計	3	3	非常勤嘱託医師 計	2	2
	精神科医	1	1	精神科医	1	1
	整形外科医	1	1	小児科医	1	1
	小児科医	1	1			
	児童虐待相談等嘱託員 計	3	3	児童虐待相談等嘱託員 計	1	1
	精神科医	1	1			
	産婦人科医	1	1			
	弁護士	1	1	弁護士	1	1
管轄区域	2市3町1村 松江市・安来市 隠岐郡			2市2町 出雲市・雲南市 仁多郡・飯石郡		
面積 (km ²)	1,339.85			1,788.39		
人口	252,638			220,226		
児童人口	37,488			34,325		
保育所	105			79		
認定こども園	16			10		
幼稚園	35			32		
小学校	60			63		
中学校	29			27		
義務教育学校	3			0		
特別支援学校	6			1		
福祉事務所	6			4		
保健所	2			2		
警察署	4			2		
主任児童委員数	79			87		
児童委員数	630			578		

- (注) 1. 人口及び児童人口は令和5年10月1日現在（島根県推計人口）
2. 組織及び職員数：令和5年4月1日現在
3. 保育所は保育所型認定こども園含む、認定こども園は幼保連携型・幼稚園型・地域裁量型含む

浜田児童相談所			益田児童相談所		
〒697-0005 浜田市上府町イ2591 TEL 代 表 (0855) 28-3560 女性相談専用 (0855) 28-3434 FAX (0855) 28-3565			〒698-0041 益田市高津四丁目7-47 TEL 代 表 (0856) 22-0083 女性相談専用 (0856) 31-1886 FAX (0856) 22-0075		
昭和24年4月1日			昭和38年4月1日		
	職員数	内会計年度 任用職員数		職員数	内会計年度 任用職員数
職員合計	37	18	職員合計	32	17
所長	1		所長	1	
副所長	1		副所長	1	
総務・女性相談スタッフ 計	3	1	総務・女性相談スタッフ 計	3	1
庶務会計	1		庶務会計・女性相談担当	1	
里親・女性相談担当	1		里親・庶務会計担当	1	
女性相談員	1	1	女性相談員	1	1
相談支援課 計	11	2	相談支援課 計	8	2
課長	1		課長	1	
係長	2		係長	1	
児童福祉司等	7	2	児童福祉司等	5	2
保健師	1		保健師	1	
判定保護課 計	21	15	判定保護課 計	19	14
課長	1		課長	1	
児童心理司等	4	1	児童心理司等	3	1
児童指導員	5	3	児童指導員	4	2
調理員	2	2	調理員	2	2
夜間等児童指導員	8	8	夜間等児童指導員	8	8
学習支援員	1	1	学習支援員	1	1
非常勤嘱託医師 計	5	5	非常勤嘱託医師 計	3	3
精神科医	2	2	精神科医	2	2
心療内科	1	1	小児科医	1	1
整形外科医	1	1			
小児科	1	1			
児童虐待相談等嘱託員 計	3	3	児童虐待相談等嘱託員 計	3	3
精神科医	2	2	精神科医	1	1
			心療内科医	1	1
弁護士	1	1	弁護士	1	1
3市3町 浜田市・大田市・江津市 邑智郡			1市2町 益田市 鹿足郡		
	2,202.86			1,376.72	
	121,283			55,088	
	15,732			7,473	
	69			42	
	5			2	
	4			5	
	49			24	
	25			14	
	0			0	
	4			1	
	6			3	
	2			1	
	4			2	
	63			29	
	514			239	

児 童 相 談 の 部

I 業 務 説 明

1 相談業務の概要

(1) 児童相談所では、原則として18歳未満の子どもの次のような相談に応じています。

種 類		内 容
養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行など (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要など (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力など (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児など
	そ の 他 の 相 談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談。
障 が い 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視 聴 覚 障 が い 相 談	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障がい児に関する相談。
	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	知 的 障 が い 相 談	知的障がい児に関する相談。
	発 達 障 が い 相 談	自閉スペクトラム症、学習障がい、注意欠如・多動症等の児童に関する相談。
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、または触法行為があったと思料されても警察署からの通告のない児童に関する相談。
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。

育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙（かんもく）、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
そ の 他 の 相 談		上記のいずれにも該当しない相談。里親等の相談。

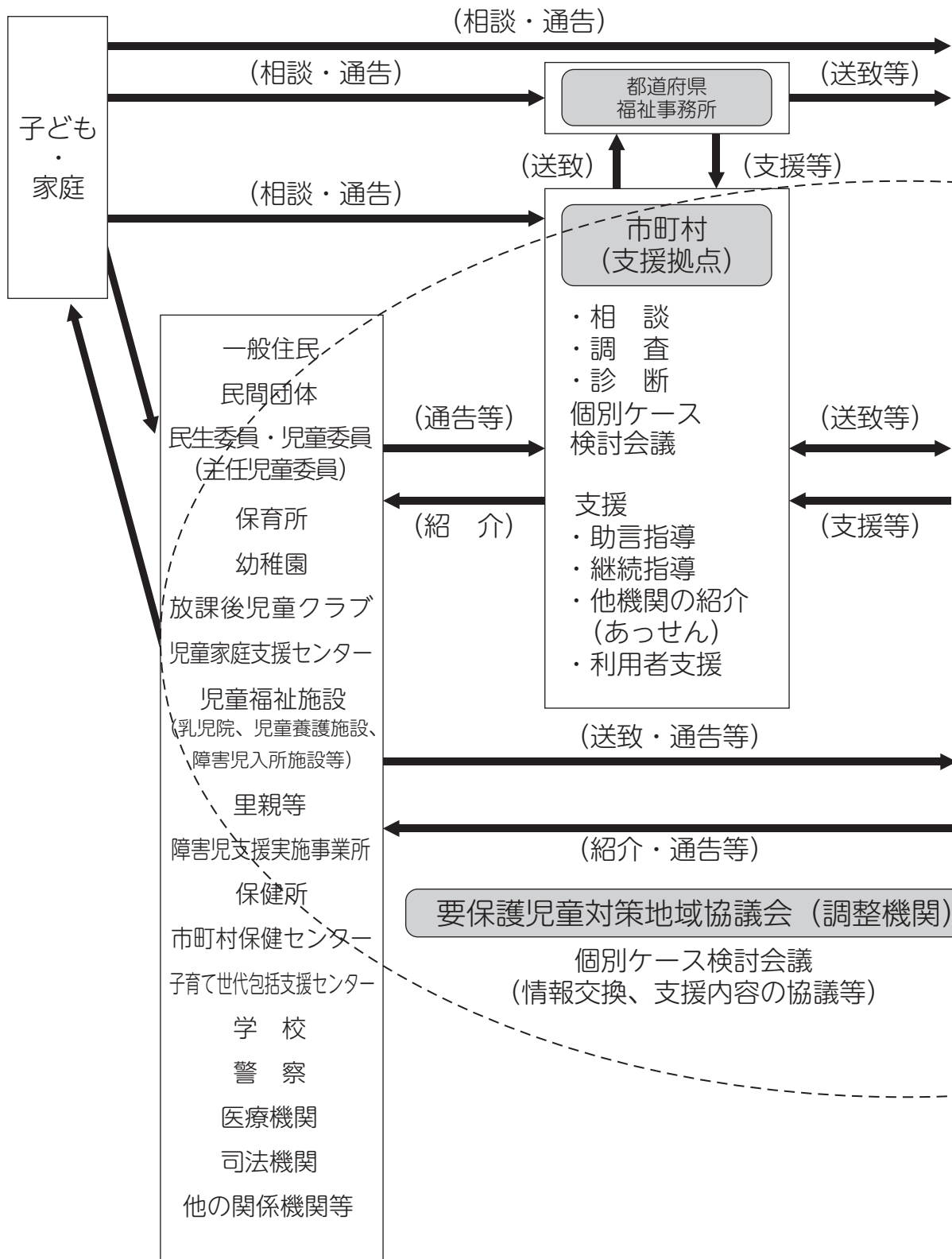
＊平成１６年の児童福祉法改正により、市町村が、児童・妊産婦の福祉に関する相談に応じ、調査及び指導などを行うこととされました。また、児童相談所の業務としては、市町村に対する必要な援助を行うこと、児童に関する相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること等が規定されました。

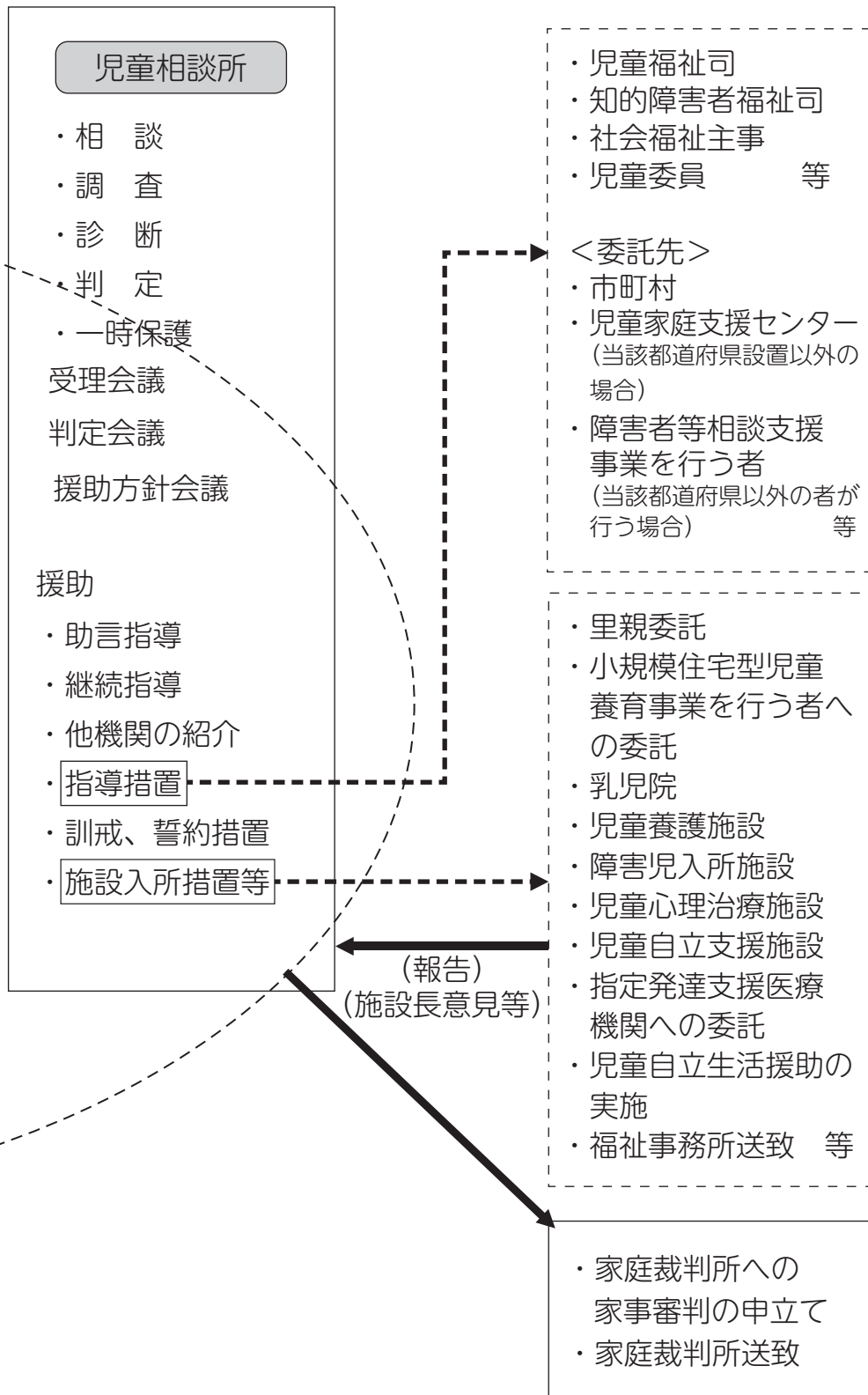
(2) 児童相談所での相談は次のように行います。

- 面 接** 楽な気持ちで、なんでも遠慮しないで相談していただきます。
- 調 査** 子どもの成育歴や、家庭や学校、地域の環境、援助に関する意向などを調査します。
- 診 断** 心身の状況や家庭や学校などの適応状況、対人関係などについて、心理検査や必要に応じて専門医の診察、あるいは一時保護を行い子どもの生活行動や態度を観察するなどして、子どもの状況や家庭、地域状況等について客観的な診断を行います。
- 判 定** これら社会診断、医学診断、心理診断、行動診断とその他の診断をもとに総合的な診断（判定）を行います。
- 援 助** このようにして導き出した判定をもとに、最も効果的な援助を行います。
様々な問題に対して、援助方針に基づき、助言や心理療法、カウンセリング等の指導を行ったり、児童福祉司や児童委員による指導をしたり、さらに必要があれば里親あるいは施設において援助を行います。

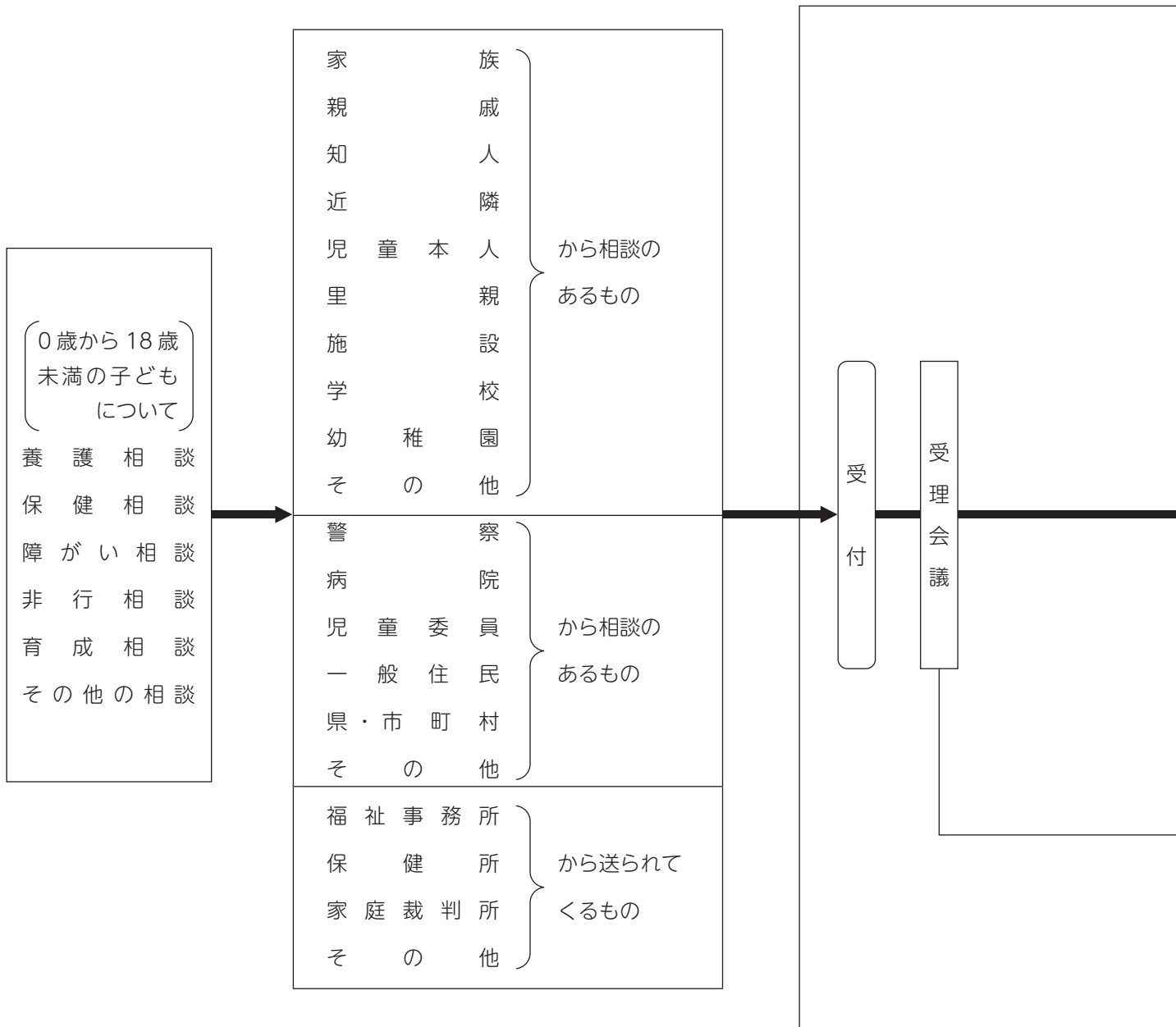
2 児童相談所のはたらきと関係機関

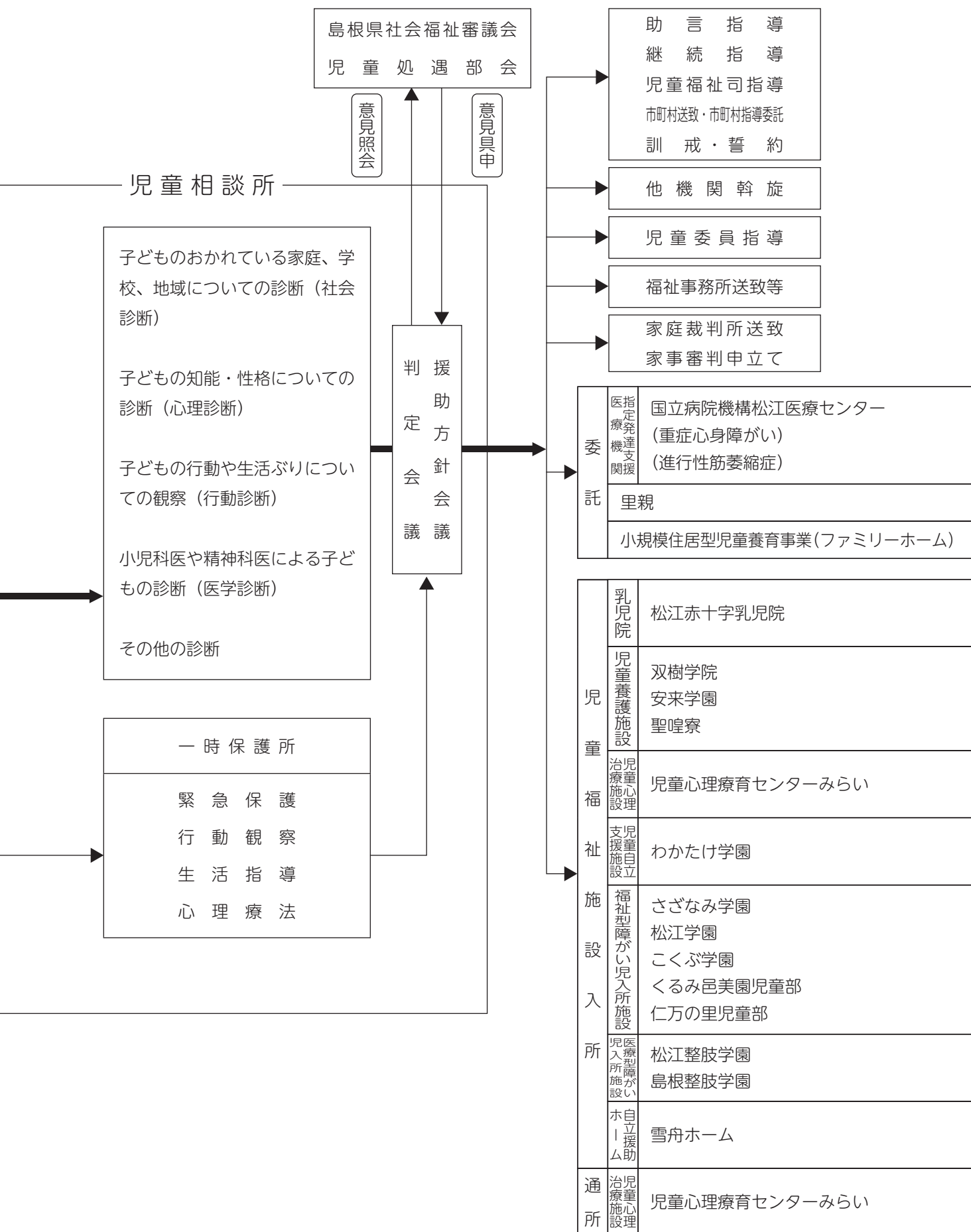
(1) 市町村・児童相談所における相談援助活動系統図





(2) 児童相談所と関係機関とのフロー図





3 各種事業の概要

(1) 児童相談所虐待対応機能強化事業

虐待相談対応機能強化のため、弁護士相談、カウンセリング、医療的な相談に対応できるよう嘱託員を配置しています。

〈令和5年度実施状況〉

中央：嘱託弁護士相談 41回、嘱託医師相談 0回

出雲：嘱託弁護士相談 23回、嘱託医師相談 0回

浜田：嘱託弁護士相談 12回、嘱託医師相談 0回

益田：嘱託弁護士相談 15回、嘱託医師相談 0回

※嘱託医相談回数：医療的機能強化事業による実施回数

(2) 児童社会体験促進事業

引きこもり等の児童で社会とのつながりが希薄である等、社会性を身につけることが必要であると判断されるにもかかわらず、そのきっかけがつかめない児童等に対し、社会福祉施設、民間企業等において、社会経験の機会を提供することにより、その児童等の自主性や社会性の向上を図ることを目的として実施しています。

〈令和5年度実施状況〉

中央：実績なし

出雲：実績なし

浜田：実績なし

益田：実績なし

(3) 引きこもり等児童集団指導事業

引きこもり等の児童を対象に、宿泊による集団場面での処遇を通して情緒の安定と回復・成長を図ることを目的に実施しています。

○宿泊指導（集団キャンプ）

キャンプ地及び一時保護所を利用し、キャンプを行っています。

〈令和5年度活動数〉

中央：実績なし

出雲：実績なし

浜田：実績なし

益田：実績なし

(4) 家庭生活体験事業

保護者が育児不安等の理由により一時的に他の家庭での養育を希望する児童又は児童福祉施設入所児童が家庭生活を体験することにより、社会性の育成、情緒の安定及び退所後の自立を促進することを目的としています。また、併せて里親制度の啓発を図り、里親登録及び里親への委託の促進を図ることとしています。

〈令和5年度実施状況〉

中央：対象児童 4名 9回実施

出雲：実績なし

浜田：実績なし

益田：実績なし

(5) 研 修 (令和5年度児童相談所開催分)

○児童相談所等新任職員研修

児童相談所、わかたけ学園、女性相談センター等に勤務することになった新任職員に対し、職務に対する理解を深めるとともに、資質の向上を図る事を目的に、児童福祉の基本的業務に関する研修を実施しています。

(前期) 令和5年5月11日(木)～5月12日(金) 集合研修 於：出雲合同庁舎

受講者： 48名

内容：

- 児童相談所の仕組みと機能
- 児童相談業務について
- 心理業務について(心理診断・心理支援)
- 調査業務について(社会診断・ケースワーク)
- 一時保護業務について(行動診断・生活支援)
- 里親制度について
- 面接及びケース記録の基礎
- 児童虐待相談の実態と虐待通告への対応
- 虐待アセスメントについて *ワークショップ

(後期) 令和5年11月17日(金) オンライン(Zoom) 開催

11月20日(月) 集合研修 於：出雲合同庁舎

受講者：41名

内容：

- より良い支援をするためのポイント
- 児童相談所のこれから
- 女性相談(DV)について
- 心理検査について
- 児童虐待ケースへの対応 *ワークショップ
- グループミーティング

○児童虐待対応職員専門性向上研修会

児童虐待対応を行う職員の専門性を高めることを目的とし、広く関係機関・施設職員の参加を呼びかけ開催しています。

日 時：令和6年3月1日(金) 13:25～16:05

開催方法：オンライン(Zoom) 出席者：40名

講 師：西澤 哲 氏(山梨県立大学 人間福祉学部 特任教授)

研修テーマ：こどもの支援のために虐待をした親に対応するには
(親の心理の理解と対応)

○児童相談所職員研究協議会

児童相談所業務の適正かつ円滑な執行や児童福祉の向上発展に寄与することを目的として、県内4児相に勤務する職員で「児童相談所職員研究協議会」を組織し、児童相談業務の連絡調整及び調査研究や研修報告会、部会の開催などを行っています。

・「所長会・幹事会」

日時：令和5年4月21日(金)

実施方法：対面会議

幹 事：中央児童相談所

・「総務・女性相談部会」

日時：令和6年2月26日（月）

実施方法：Web会議

幹事：中央児童相談所

・「相談部会」

日時：令和5年12月15日（金）

実施方法：対面会議

幹事：益田児童相談所

・「判定部会」

日時：令和5年10月2日（月）

実施方法：対面会議

幹事：出雲児童相談所

・「一時保護部会」

日時：令和5年12月8日（金）

実施方法：対面会議

幹事：浜田児童相談所

（6）その他

○子どもと家庭電話相談事業

家庭及び地域における児童の養育機能の低下に伴い、児童問題が複雑かつ多様化していることから、子どものいる家庭等の悩み、問題等について、早期に適切な援助を行うための専用の電話相談室を設け、相談事業を行っています。（平成4年12月から全県で実施。平成7年度から相談日を増やし受付時間を延長。平成9年4月からフリーダイヤル化。平成15年6月から日曜日も相談実施、受付時間を2時間延長。）

相談日：毎日（祝日・12/29～1/3は休み）

受付時間：午前9時から午後9時半まで

令和5年度受付件数	509件
相談別件数	
	（養護相談 0件）
	（保健相談 5件）
	（障がい相談 11件）
	（非行相談 1件）
	（育成相談 29件）
	（その他 463件）

乳児院における短期入所制度

乳幼児を養育する保護者が、出産、傷病、病気看護等緊急の事情又は出張等の勤務上の都合など特別の事情により、一時的に養育が困難となったときに乳幼児を短期間乳児院に入所させることによって、子どもの健全な育成を図っています。

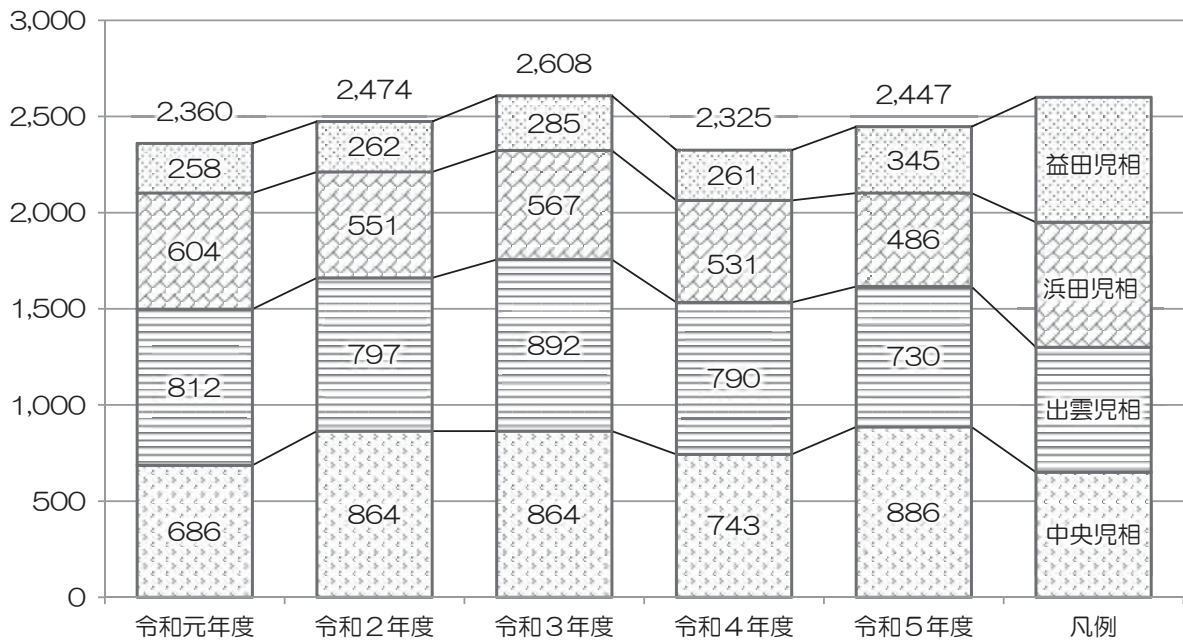
里親制度

里親制度とは、児童福祉法の規定に基づき、虐待や親の病気など様々な事情により家庭で生活することができない子どもを里親家庭に迎え入れ、実親に代わって養育する制度です。「養育里親」「専門里親」「養子縁組里親」「親族里親」があります。

平成28年の児童福祉法改正で、家庭養育優先の理念が規定され、実親による養育が困難な場合には、里親による養育等を推進することが明確になりました。そして、この改正法の理念を具体化するため、平成29年8月に、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が厚生労働省の検討会において取りまとめられました。島根県においても、令和2年3月に「島根県社会的養育推進計画」を策定し、里親委託の推進等に向けた様々な取組みを行うこととしています。

Ⅱ 令和5年度相談状況

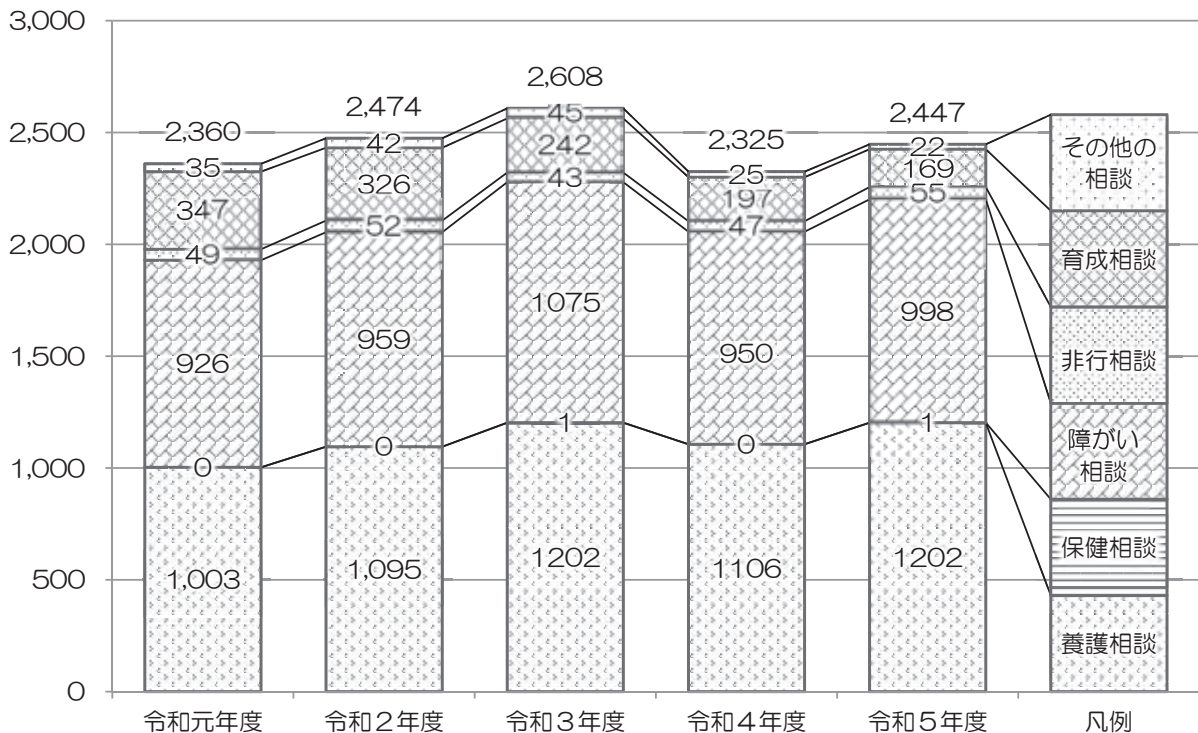
1 相談受付



○令和5年度の相談件数は2,447件で、前年度より122件増加しているが、過去5年間の平均とほぼ同程度の水準となっている。

○前年度に比べて、出雲、浜田児童相談所は減少し、過去5年で最も少ない件数になっている。中央、益田児童相談所は増加しており、過去5年で最も多い件数となっている。

2 相談種別

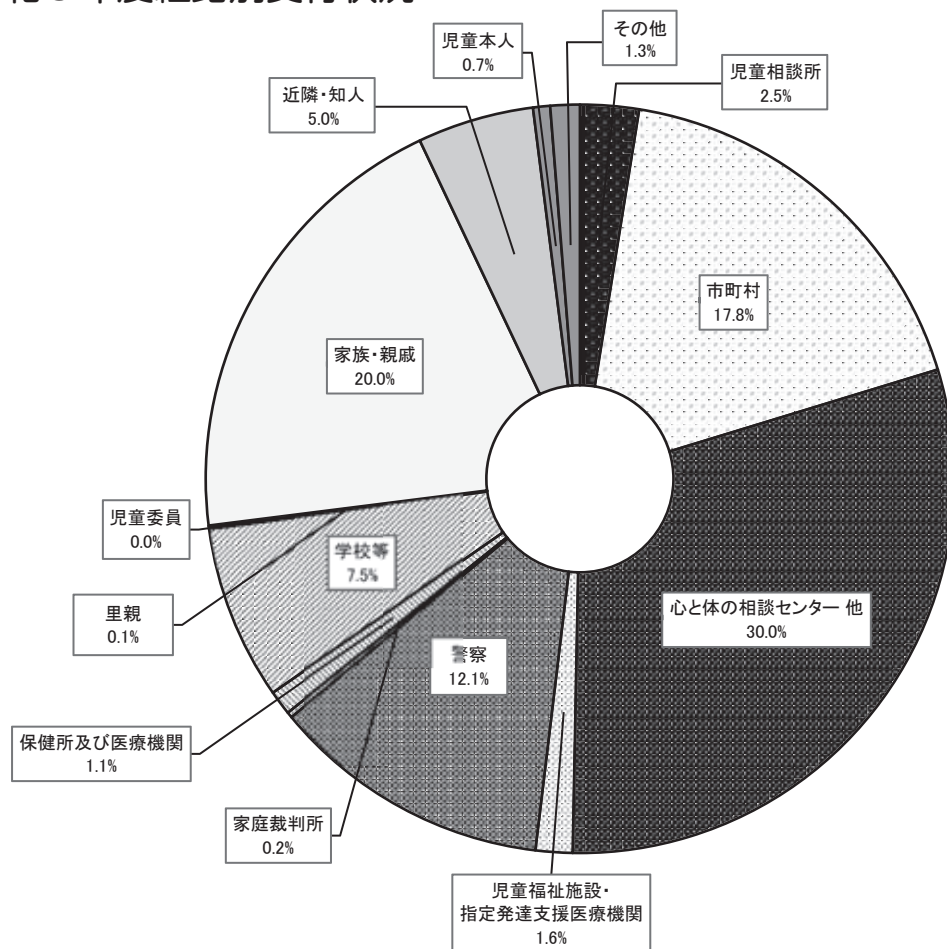


○相談種別で見ると「養護相談」が1,202件（49.1%）で最も多く、次いで「障がい相談」が998件（40.7%）、「育成相談」169件（6.9%）の順となっている。

3 経路別受付状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童相談所	55	51	40	40	62
市町村	427	405	377	351	434
心と体の相談センター 他	661	715	840	732	734
児童福祉施設・ 指定発達支援医療機関	59	51	44	47	39
警察	185	202	248	290	296
家庭裁判所	6	11	14	2	6
保健所及び医療機関	33	36	76	35	26
学校等	295	322	226	176	184
里親	5	5	5	2	3
児童委員	1	2	0	0	1
家族・親戚	466	481	535	452	488
近隣・知人	114	149	134	121	123
児童本人	14	14	30	31	18
その他	39	30	39	46	31
計	2,360	2,474	2,608	2,325	2,445

令和5年度経路別受付状況

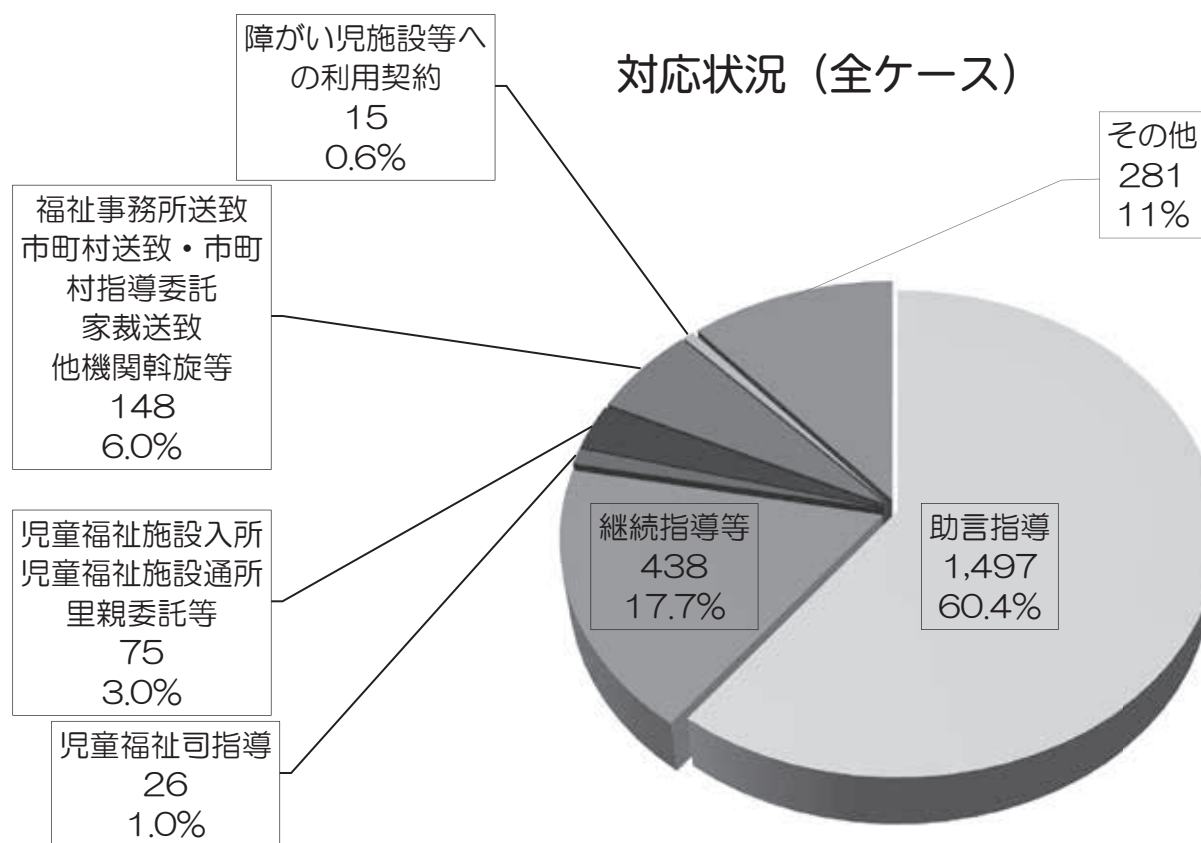


○療育手帳の交付判定が大半を占める「心と体の相談センター他」を除けば、「家族・親戚」からの相談が488件（20.0%）で最多となっている。

○令和4年度との比較では、「市町村」（前年度比+83件）、「家族・親戚」（同+36件）の増加が顕著であった一方、「児童本人」（同△13件）、「保健所及び医療機関」（同△9件）等は減少が見られた。

4 相談種類別対応状況

	養護相談	保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計
助言指導	467	1	875	24	118	12	1,497
継続指導	371	0	3	22	41	1	438
他機関斡旋・紹介	99	0	0	1	5	3	108
児童福祉司指導	25	0	0	1	0	0	26
児童委員指導	0	0	0	0	0	0	0
市町村指導委託	0	0	0	0	0	0	0
市町村送致	40	0	0	0	0	0	40
福祉事務所への送致・通知	0	0	0	0	0	0	0
訓戒・誓約	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設入所	47	0	0	3	3	0	53
児童福祉施設通所	4	0	0	0	0	0	4
指定発達支援医療機関委託	0	0	0	0	0	0	0
里親委託	17	0	0	0	0	1	18
家庭裁判所へ送致	0	0	0	0	0	0	0
障がい児施設等への利用契約	0	0	15	0	0	0	15
その他	177	0	89	4	6	5	281
計	1,247	1	982	55	173	22	2,480



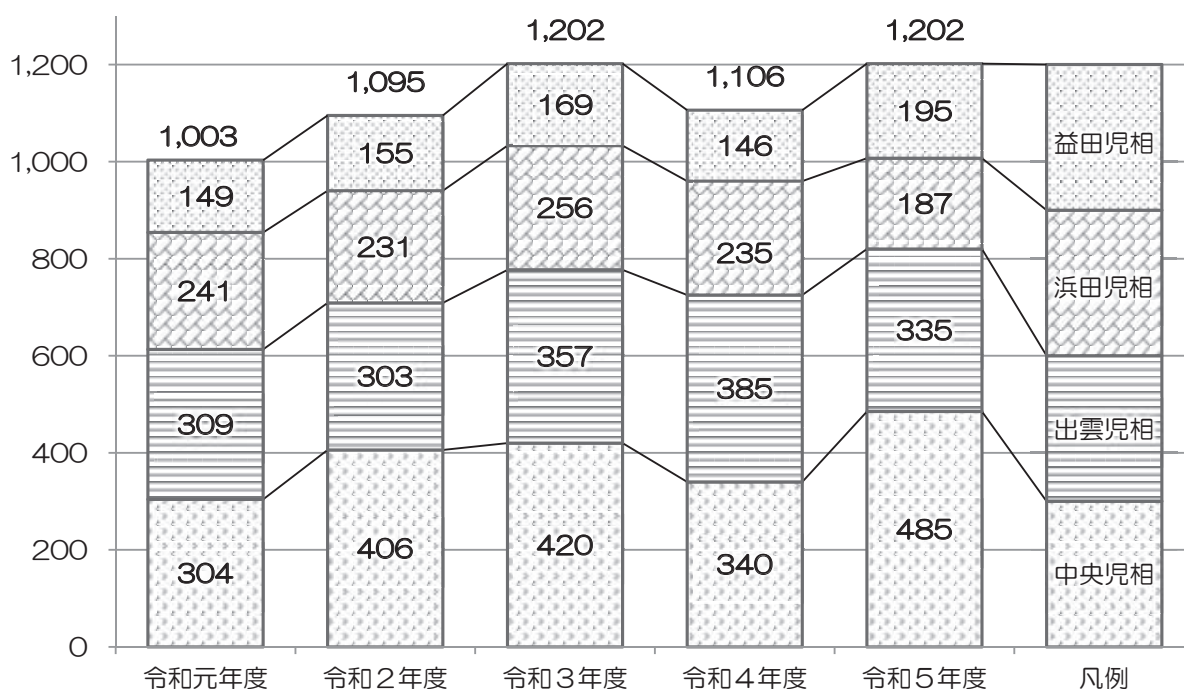
※一部の相談に対しては、複数の対応を行う場合または未対応になる場合があり、受付件数の合計と対応件数の合計は一致しない。

○「助言指導」が1,497件（60.4%）で最も多く、次いで「継続指導等」が438件（17.7%）となっており、これらの対応種別でおよそ8割を占めている。

○前年度の対応と比較すると、「継続指導」（前年比+77件）、「他機関斡旋・紹介」（同+17件）等の増加が見られる。一方、「市町村送致」（同△38件）、「障がい児施設等への利用契約」（同△8件）等については減少している。

5 相談種別ごとの状況

(1) 養護相談



○養護相談の件数は、1,202件で、令和4年度に比べて96件増加した。

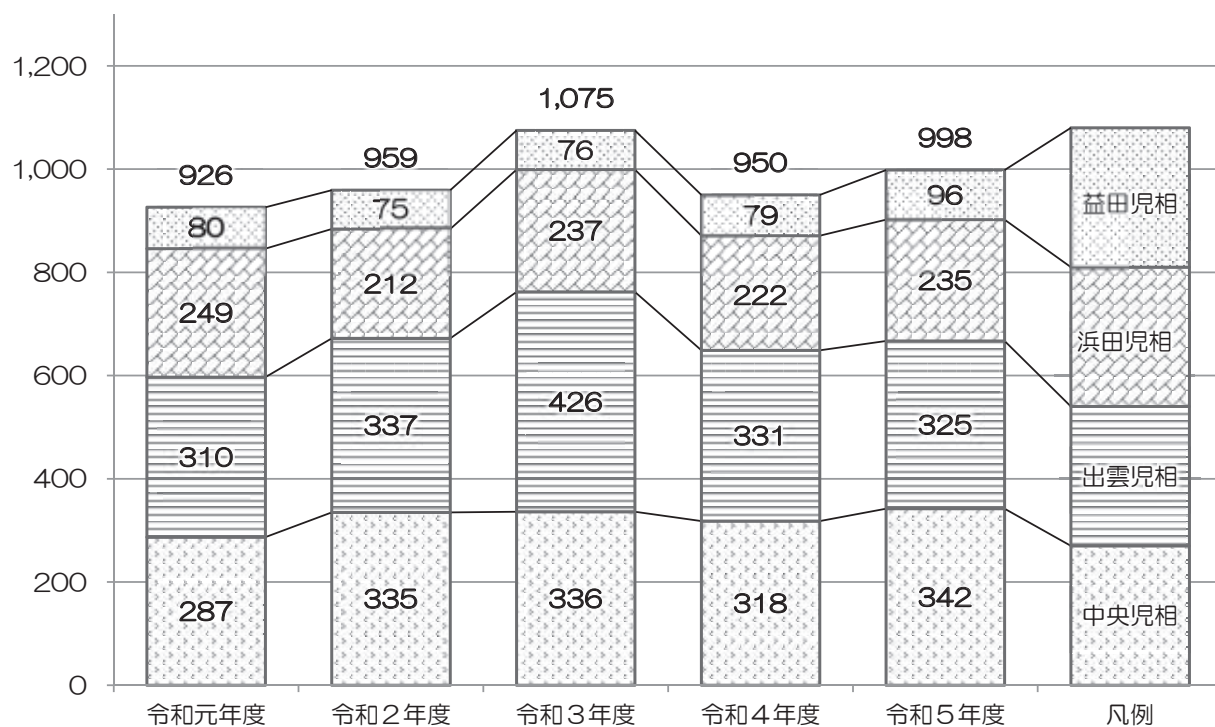
○令和4年度に比べ、中央児童相談所と益田児童相談所は増加しているが、出雲児童相談所と浜田児童相談所は減少している。

養護相談の理由別対応状況

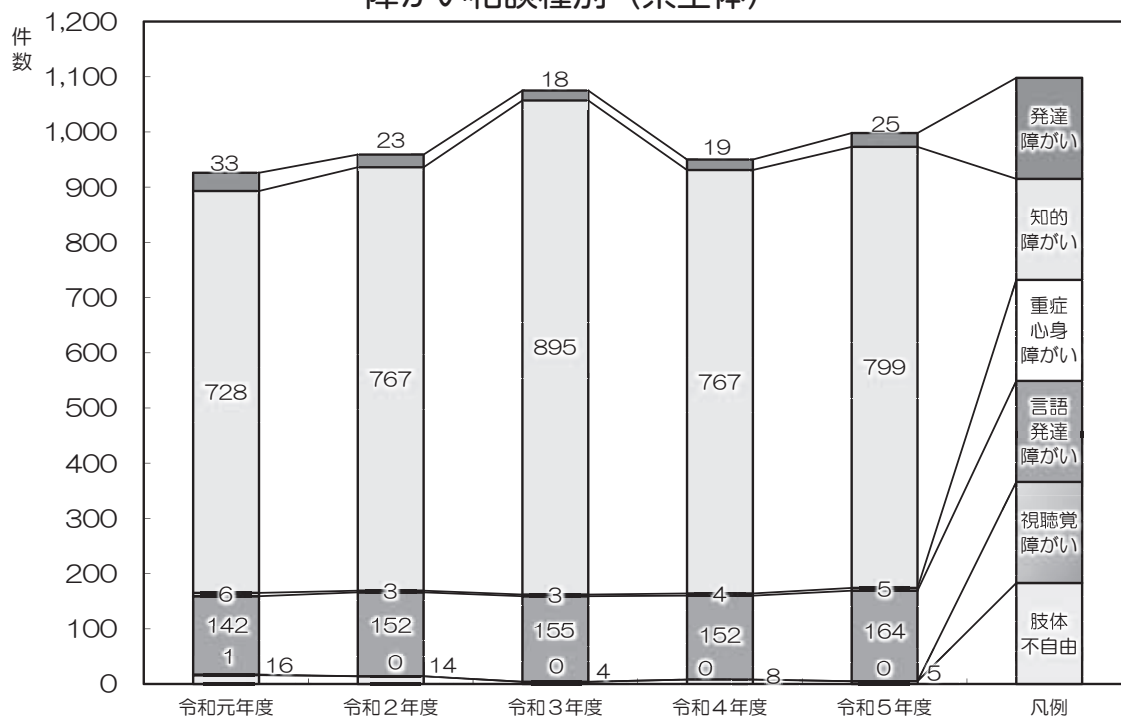
		家 出	死 亡	離 婚	傷 病	家庭環境		その他	小 計	計
						虐待	その他			
児童福祉施設入所	中 央	0	0	0	0	14	6	1	21	47
	出 雲	0	0	0	1	13	4	0	18	
	浜 田	0	0	0	0	2	2	0	4	
	益 田	0	0	0	0	3	1	0	4	
里親委託	中 央	0	0	0	0	0	1	2	3	17
	出 雲	0	0	0	0	7	5	0	12	
	浜 田	0	0	0	0	1	1	0	2	
	益 田	0	0	0	0	0	0	0	0	
面接指導	中 央	0	0	0	2	111	211	56	380	937
	出 雲	2	0	1	1	72	159	4	239	
	浜 田	0	0	0	0	43	71	18	132	
	益 田	0	0	3	1	66	109	7	186	
その他	中 央	0	0	0	0	20	64	15	99	246
	出 雲	0	0	0	0	11	63	0	74	
	浜 田	0	0	0	0	23	24	13	60	
	益 田	0	0	0	0	5	8	0	13	
計		2	0	4	5	391	729	116	1,247	1,247
構 成 比		0.2	0.0	0.3	0.4	31.4	58.5	9.3		

※一部の相談に対しては、複数の対応を行う場合または未対応になる場合があり、受付件数の合計と対応件数と未対応件数の合計は一致しない。

(2) 障がい相談



障がい相談種別（県全体）

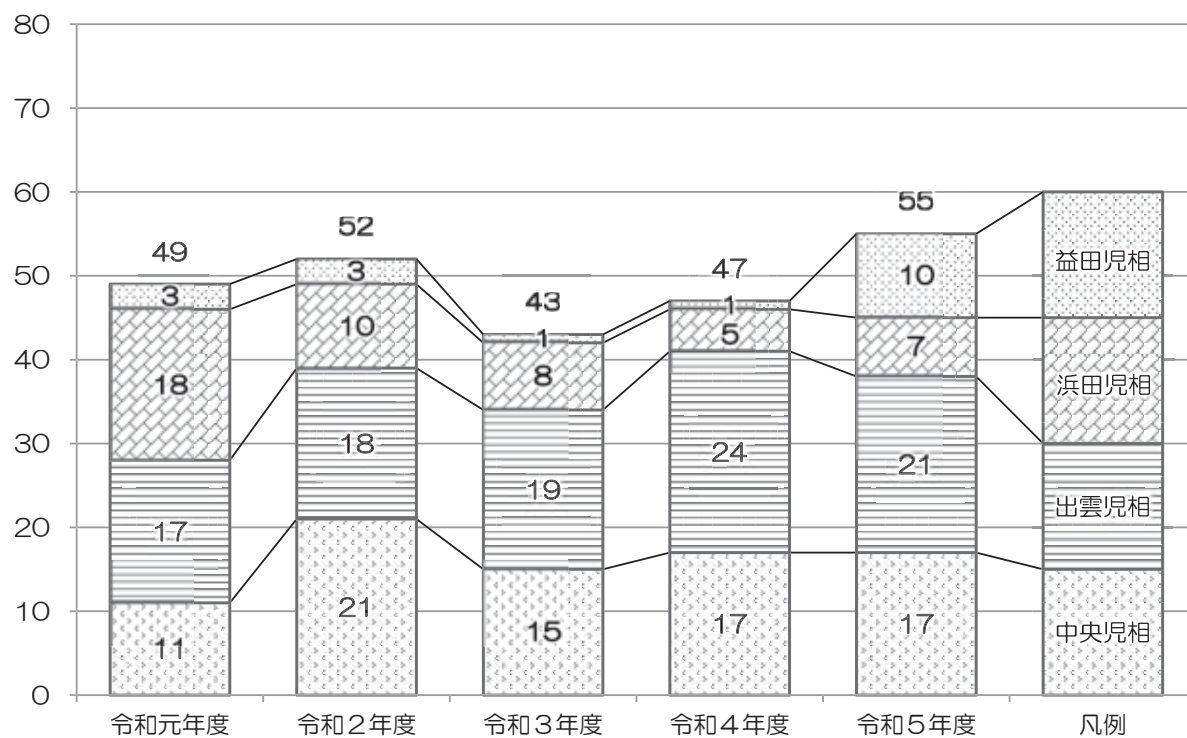


○障がい相談の件数は998件で、前年度より48件減少している。

○内訳では、「知的障がい」が799件（80.0%）で最も多く、次いで「言語発達障がい」が164件（16.4%）となっている。

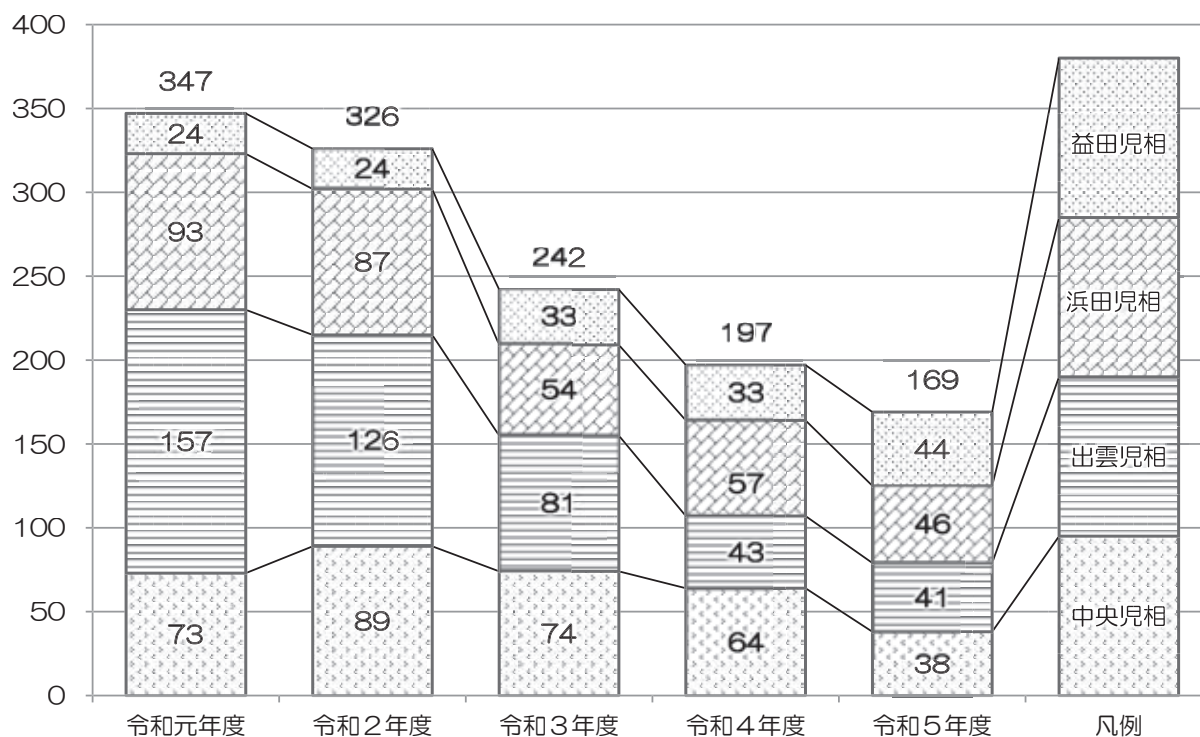
○なお、障がいのある児童に関する相談であっても、相談の主訴が「養護相談」や「非行相談」など、別の相談種別に該当するものは、当該相談種別に分類している。

(3) 非行相談

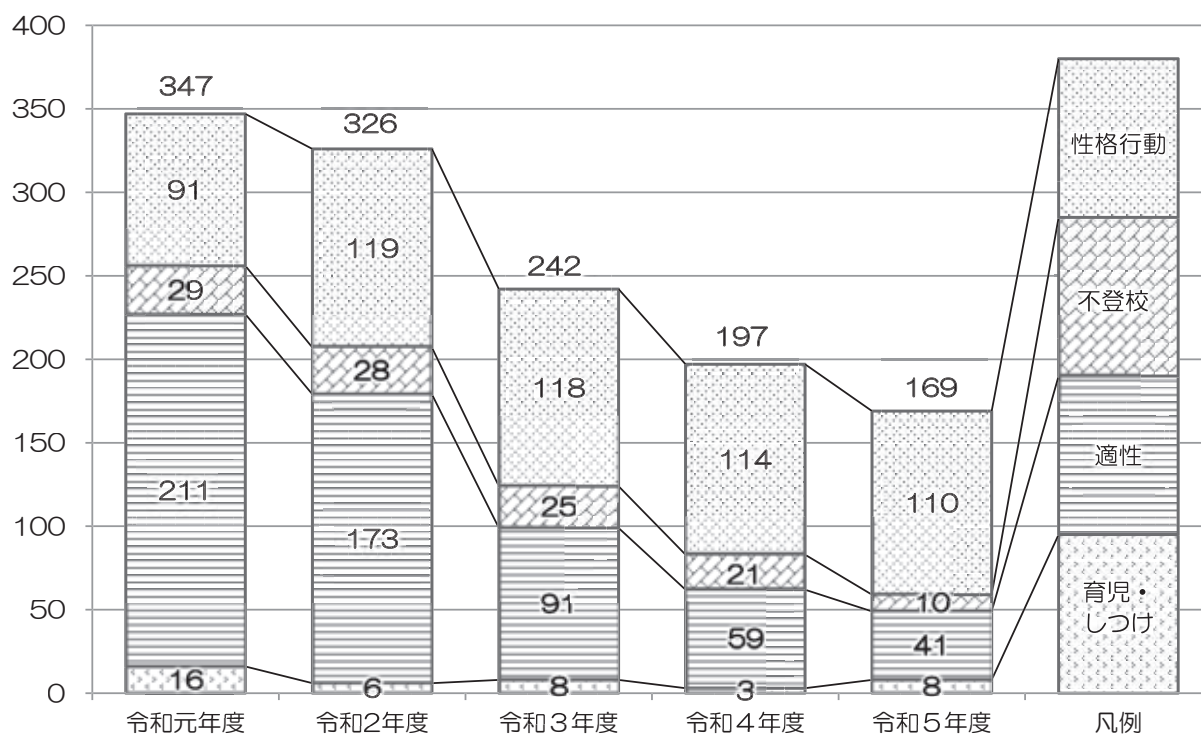


○非行相談の件数は55件で、過去5年で最も多い件数となっている。

(4) 育成相談



育成相談種別



○育成相談の件数は169件で、前年度より28件減少し、過去5年で最も少ない件数になっている。

○「育児・しつけ」が前年度より5件増加しているが、「適性」「不登校」「性格行動」については減少している。

Ⅲ 統計資料 市町村別人口・児童数・相談別受付状況

児 相 別	市 町 村 別	人 口	児 童 数	養護相談		保 健 相 談	障がい相談			
				児 童 虐 待 相 談	そ の 他 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 が い 相 談	言 語 発 達 障 が い 等 相 談	重 症 心 身 障 が い 相 談
中央児童相談所管内	松江市	199,023	30,097	106	272	0	0	0	15	3
	安来市	35,139	4,816	13	48	0	1	0	7	0
	隠岐郡	海士町	2,295	375	4	10	0	0	0	0
		西ノ島町	2,610	264	1	1	0	0	0	0
		知夫村	594	67	0	1	0	0	0	0
		隠岐の島町	12,977	1,869	2	20	0	0	1	0
	管外	0	0	2	5	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	252,638	37,488	128	357	0	1	0	23	3
出雲児童相談所管内	出雲市	170,927	27,827	72	208	1	0	0	64	1
	雲南市	33,953	4,608	10	16	0	0	0	1	0
	仁多郡	奥出雲町	11,021	1,320	11	7	0	0	0	0
	飯石郡	飯南町	4,325	570	2	1	0	0	0	0
	管外	0	0	3	5	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	220,226	34,325	98	237	1	0	0	65	1
浜田児童相談所管内	浜田市	51,790	6,624	38	62	0	1	0	36	0
	大田市	31,220	4,102	6	29	0	2	0	2	0
	江津市	21,658	2,832	7	21	0	0	0	27	0
	邑智郡	川本町	3,070	395	1	0	0	0	0	0
		美郷町	3,997	539	2	3	0	0	0	0
		邑南町	9,548	1,240	5	8	0	0	1	0
	管外	0	0	0	5	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	121,283	15,732	59	128	0	3	0	66	0
益田児童相談所管内	益田市	43,052	6,105	63	109	0	1	0	4	1
	鹿足郡	津和野町	6,381	684	0	11	0	0	0	0
		吉賀町	5,655	684	5	4	0	0	5	0
	管外	0	0	1	2	0	0	0	1	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	55,088	7,473	69	126	0	1	0	10	1
市町村計		649,235	95,018	354	848	1	5	0	164	5

※人口及び児童数は令和5年10月1日現在（島根県推計人口）

		非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	合 計	い じ め 相 談 再 掲	児 童 買 春 等 被 害 相 談 再 掲
知的障 がい相 談	発達障 がい相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談				
237	12	6	10	22	2	0	3	4	692	0	0
40	2	0	0	6	0	0	0	0	117	0	0
2	0	0	1	0	0	0	0	0	17	0	0
5	1	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
13	0	0	0	1	1	3	0	0	41	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300	15	6	11	29	3	3	3	4	886	0	0
203	7	11	8	31	5	0	1	5	617	0	0
32	1	0	1	1	0	0	0	0	62	0	0
11	0	0	0	2	0	0	0	0	31	0	0
4	1	0	0	1	0	0	0	1	10	0	0
0	0	0	1	0	0	0	0	1	10	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250	9	11	10	35	5	0	1	7	730	0	0
60	1	2	2	13	2	11	0	6	234	0	0
46	0	1	1	2	0	0	1	4	94	0	0
38	0	0	1	5	0	7	1	0	107	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0
9	0	0	0	2	0	0	0	1	26	0	0
0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0
0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
165	1	3	4	23	2	18	3	11	486	0	0
71	0	4	4	23	0	17	0	0	297	0	0
2	0	0	0	0	0	2	0	0	15	0	0
11	0	2	0	0	0	1	0	0	28	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0
0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
84	0	6	4	23	0	20	1	0	345	0	0
799	25	26	29	110	10	41	8	22	2,447	0	0

1 経路別児童受付状況

経路別 児相別		都道府県・市町村			児童福祉施設・指定発達支援医療機関	認定こども園	警察	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	(再 掲)			
		児童相談所	市町村	心と体の相談センター外					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
中央	男	19	57	180	10	0	55	2	1	8	0	32	3	2	0	96	29	2	8	504	1	3	0	7
	女	7	51	130	9	0	48	0	0	5	0	30	3	0	0	64	26	2	7	382	3	5	0	11
	計	26	108	310	19	0	103	2	1	13	0	62	6	2	0	160	55	4	15	886	4	8	0	18
雲出	男	11	99	128	6	0	57	1	0	2	0	19	1	0	0	101	20	2	4	451	1	3	0	13
	女	2	32	70	6	0	44	1	0	6	0	16	1	0	0	69	22	1	7	277	0	1	0	11
	計	13	131	198	12	0	101	2	0	8	0	35	2	0	0	170	42	3	11	728	1	4	0	24
浜田	男	4	61	98	5	1	36	2	0	1	0	12	17	0	1	59	9	3	0	309	2	3	0	12
	女	8	25	63	1	0	23	0	0	1	0	5	3	0	0	36	7	4	1	177	0	0	0	9
	計	12	86	161	6	1	59	2	0	2	0	17	20	0	1	95	16	7	1	486	2	3	0	21
益田	男	4	65	33	1	0	15	0	0	2	0	11	15	1	0	31	4	2	1	185	0	0	0	7
	女	7	44	32	1	0	18	0	0	0	0	15	1	0	0	32	6	2	2	160	0	0	0	3
	計	11	109	65	2	0	33	0	0	2	0	26	16	1	0	63	10	4	3	345	0	0	0	10
計	男	38	282	439	22	1	163	5	1	13	0	74	36	3	1	287	62	9	13	1,449	4	9	0	39
	女	24	152	295	17	0	133	1	0	12	0	66	8	0	0	201	61	9	17	996	3	6	0	34
合 計		62	434	734	39	1	296	6	1	25	0	140	44	3	1	488	123	18	30	2,445	7	15	0	73
構成比		2.5	17.8	30.0	1.6	0.0	12.1	0.2	0.0	1.0	0.0	5.7	1.8	0.1	0.0	20.0	5.0	0.7	1.2	100.0				

2 相談種類別児童受付状況

相談種類 児相別		養護相談		保 健 相 談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
		児童虐待相談	その他の養護相談		肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい相談	知的障がい相談	発達障がい相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
中 央	件数	128	357	0	1	0	23	3	300	15	6	11	29	3	3	3	4	886
	構成比	14.4	40.3	0.0	0.1	0.0	2.6	0.3	33.9	1.7	0.7	1.2	3.3	0.3	0.3	0.3	0.5	
出 雲	件数	98	237	1	0	0	65	1	250	9	11	10	35	5	0	1	7	730
	構成比	13.4	32.5	0.1	0.0	0.0	8.9	0.1	34.2	1.2	1.5	1.4	4.8	0.7	0.0	0.1	1.0	
浜 田	件数	59	128	0	3	0	66	0	165	1	3	4	23	2	18	3	11	486
	構成比	12.1	26.3	0.0	0.6	0.0	13.6	0.0	34.0	0.2	0.6	0.8	4.7	0.4	3.7	0.6	2.3	
益 田	件数	69	126	0	1	0	10	1	84	0	6	4	23	0	20	1	0	345
	構成比	20.0	36.5	0.0	0.3	0.0	2.9	0.3	24.3	0.0	1.7	1.2	6.7	0.0	5.8	0.3	0.0	
計	件数	354	848	1	5	0	164	5	799	25	26	29	110	10	41	8	22	2,447
	構成比	14.5	34.7	0.0	0.2	0.0	6.7	0.2	32.7	1.0	1.1	1.2	4.5	0.4	1.7	0.3	0.9	100.0

3 年齢別受付状況

年齢別	相談種別		保 健 相 談	障がい相談						非行相談		育成相談				そ の 他 の 相 談	計		児童虐待通告（再掲）
	児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 が い 相 談	言 語 発 達 障 が い 等 相 談	重 症 心 身 障 が い 相 談	知 的 障 が い 相 談	発 達 障 が い 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談				
0	17	69	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	91	38	
1	12	48	0	0	0	1	1	10	0	0	0	0	0	0	1	0	73	40	
2	17	42	0	0	0	1	0	11	0	0	0	0	0	0	1	0	72	50	
3	15	58	0	0	0	29	0	34	0	0	0	0	0	0	1	1	138	53	
4	12	39	0	0	0	43	1	55	0	0	0	1	0	0	2	3	156	46	
5	23	54	0	0	0	60	0	64	2	0	0	1	0	6	2	0	212	55	
6	17	45	0	0	0	10	0	53	1	0	1	2	0	9	1	0	139	52	
7	21	53	0	0	0	3	0	25	0	0	0	10	0	1	0	1	114	52	
8	37	48	0	2	0	1	0	35	1	1	4	5	3	2	0	0	139	68	
9	24	55	0	0	0	2	0	57	3	2	3	11	1	1	0	1	160	52	
10	18	49	0	1	0	3	0	30	0	1	2	12	0	0	0	1	117	44	
11	32	43	0	0	0	0	1	43	1	2	1	15	1	10	0	1	150	48	
12	22	51	0	0	0	0	1	45	2	5	4	13	1	6	0	0	150	46	
13	24	50	0	1	0	4	0	41	1	5	6	8	1	0	0	2	143	46	
14	18	38	0	0	0	4	0	84	1	6	3	15	2	1	0	2	174	34	
15	21	41	0	0	0	2	1	61	1	3	3	7	0	0	0	3	143	42	
16	13	26	0	1	0	0	0	35	2	1	2	4	0	0	0	1	85	28	
17	11	18	1	0	0	1	0	75	10	0	0	6	1	5	0	2	130	20	
18才以上	0	21	0	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	1	61	2	
計	354	848	1	5	0	164	5	799	25	26	29	110	10	41	8	22	2,447	816	

4 相談種類別対応状況

相談種類別 対 応		対 応 件 数																	未 対 応 件 数
		助 言 指 導	継 続 指 導	他の 機関に 斡旋・ 紹介	児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 の 指 導	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 へ の 送 致 ・ 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設 入 所	児 童 福 祉 施 設 通 所	指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 に 送 致	障 が い 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他	計	
養 護 相 談	児童虐待相談	51	230	11	25	0	0	32	0	0	32	2	0	8	0	0	0	391	0
	その他の相談	416	141	88	0	0	0	8	0	0	15	2	0	9	0	0	177	856	13
保 健 相 談		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
障 が い 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
	視 聴 覚 障 がい 相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言 語 発 達 障 がい 等 相談	156	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	164	0
	重 症 心 身 障 がい 相談	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	5	0
	知 的 障 がい 相 談	701	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	74	784	35
	発 達 障 がい 相 談	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	24	1
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談	13	12	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	28	0
	触 法 行 為 等 相 談	11	10	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	27	3
育 成 相 談	性格行動相談	62	41	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	5	113	0
	不登校相談	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0
	適 性 相 談	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	42	0
	育 児 ・ しつけ相談	5	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
そ の 他 の 相 談		12	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	22	0
計		1,497	438	108	26	0	0	40	0	0	53	4	0	18	0	15	281	2,480	52
構 成 比		60.4	17.7	4.4	1.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	2.1	0.2	0.0	0.7	0.0	0.6	11.3	100.0	

※一部の相談に対しては、複数の対応を行う場合または未対応になる場合があり、受付件数の合計と対応件数の合計は一致しない。

5 児童相談所における判定及び心理治療・カウンセリングの状況

		調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
			診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
中 央	児 童	1,109	42	1	0	200	94	70	52	1,061	0	0	137	0	0
	(再掲) 児童虐待	476	27	1	0	26	2	34	32	590	0	0	80	0	0
	(再掲) 非 行	43	4	0	0	8	1	11	5	78	0	0	10	0	0
	保 護 者	3,717	0	0	0	0	0	0	0	215	0	0	4	0	0
	(再掲) 児童虐待	1,636	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0
	(再掲) 非 行	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	5,662	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0
	(再掲) 児童虐待	2,362	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(再掲) 非 行	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出 雲	児 童	518	4	1	0	159	119	39	99	926	5	0	31	1	0
	(再掲) 児童虐待	211	1	1	0	18	13	12	38	511	4	0	20	0	0
	(再掲) 非 行	37	0	0	0	8	0	10	30	100	0	0	11	1	0
	保 護 者	2,214	0	0	0	2	0	2	7	147	4	0	7	0	0
	(再掲) 児童虐待	989	0	0	0	2	0	2	6	0	0	0	1	0	0
	(再掲) 非 行	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	2,961	3	0	0	0	0	0	1	2	1	4	0	0	0
	(再掲) 児童虐待	1,387	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	(再掲) 非 行	144	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
浜 田	児 童	138	10	0	0	85	38	15	33	313	0	0	213	3	0
	(再掲) 児童虐待	70	6	0	0	7	5	3	13	139	0	0	158	2	0
	(再掲) 非 行	7	2	0	0	4	0	7	11	56	0	0	10	0	0
	保 護 者	819	0	0	0	0	0	0	1	81	0	0	0	0	0
	(再掲) 児童虐待	518	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(再掲) 非 行	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	745	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
	(再掲) 児童虐待	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(再掲) 非 行	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
益 田	児 童	716	6	1	0	79	24	9	33	364	0	0	247	12	0
	(再掲) 児童虐待	556	2	1	0	1	7	2	17	205	0	0	123	12	0
	(再掲) 非 行	16	1	0	0	4	0	4	7	7	0	0	57	0	0
	保 護 者	2,630	7	0	0	0	0	0	5	7	0	0	1	5	0
	(再掲) 児童虐待	1,770	3	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	5	0
	(再掲) 非 行	77	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	そ の 他	9,079	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(再掲) 児童虐待	5,612	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(再掲) 非 行	219	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	児 童	2,481	62	3	0	523	275	133	217	2,664	5	0	628	16	0
	(再掲) 児童虐待	1,313	36	3	0	52	27	51	100	1,445	4	0	381	14	0
	(再掲) 非 行	103	7	0	0	24	1	32	53	241	0	0	88	1	0
	保 護 者	9,380	7	0	0	2	0	2	13	450	4	0	12	5	0
	(再掲) 児童虐待	4,913	3	0	0	2	0	2	8	1	0	0	6	5	0
	(再掲) 非 行	351	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	そ の 他	18,447	3	0	0	0	0	0	1	19	1	4	0	0	0
	(再掲) 児童虐待	9,811	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	(再掲) 非 行	479	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
	計	30,308	72	3	0	525	275	135	231	3,133	10	4	640	21	0
	(再掲) 児童虐待	16,037	40	3	0	54	27	53	108	1,446	5	1	387	19	0
	(再掲) 非 行	933	8	0	0	24	1	32	55	242	0	1	88	1	0

6 児童福祉施設一覧及び入所状況

(令和6年3月31日現在)

施 設 名		現員	児相別入所状況					令和5年度入所件数						令和5年度退所件数					
			中央	出雲	浜田	益田	県外	中央	出雲	浜田	益田	県外	計	中央	出雲	浜田	益田	県外	計
松江赤十字乳児院		22	5	13	2	2	0	8	9	2	1	0	20	8	4	1	1	0	14
児童養護施設	双樹学院	42	29	11	0	0	2	5	4	0	0	0	9	5	2	0	0	0	7
	安来学園	26	12	8	2	4	0	1	2	0	0	0	3	7	2	0	0	0	9
	聖 喺 寮	22	0	0	12	10	0	0	0	1	2	0	3	0	0	2	2	0	4
児童療養施設	みらい(入所)	14	8	4	1	1	0	4	3	0	1	0	8	1	5	1	0	0	7
	みらい(通所)	3	0	3	0	0	0	1	3	0	0	0	4	1	3	0	0	0	4
福祉型障がい児入所施設	さざなみ学園	20 3	0 0	17 3	3 0	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0	0 1	0 1	0 0	0 0	0 2
	松江学園	10 4	8 4	2 0	0 0	0 0	0 0	2 0	0 0	0 0	0 0	0 0	2 0	2 1	0 0	0 0	0 0	0 0	2 1
	くるみ邑美園児	2 5	0 0	0 0	0 5	0 0	2 0	0 0	0 0	0 3	0 0	0 0	0 3	0 0	0 0	0 1	0 0	0 0	0 1
	こくぶ学園	16 4	2 0	1 0	9 4	3 0	1 0	2 0	0 0	0 1	0 0	1 0	3 1	0 0	0 0	1 2	2 0	0 0	3 2
	仁万の里児童部	2 1	1 1	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 1
	松江整肢学園	4 4	2 4	2 0	0 0	0 0	0 0	0 3	0 0	0 0	0 0	0 0	0 3	0 2	1 0	0 0	0 0	0 0	1 2
	島根整肢学園	3 5	0 0	0 0	2 5	1 0	0 0	0 0	0 0	0 3	0 2	0 0	0 5	0 0	0 0	0 1	0 2	0 0	0 3
	わかたけ学園	13	5	4	3	1	0	4	2	2	0	0	8	4	0	1	0	0	5
指定療養機関	国立病院機構松江医療センター(重心)	2 6	0 2	2 3	0 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	国立病院機構松江医療センター(筋縮)	1 1	0 1	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	国立病院機構鳥取医療センター	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	その他の施設	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
ファミリーホーム みしょう		3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
ファミリーホーム カルマーレ		4	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里 親		37	12	19	6	0	0	3	12	2	0	0	17	3	4	3	0	0	10
合 計		246 33	87 12	87 6	41 15	24 0	7 0	30 3	36 0	7 7	4 2	1 0	78 12	33 4	21 1	9 5	5 2	0 0	68 12
乳児院短期入所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立援助ホーム 雪舟ホーム		2	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	2
自立援助ホーム(県外)		1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

※障がい児施設については、上段は措置、下段は契約に係る人数

7 相談種類別一時保護状況（所内保護）

相談種類別 区分		実 人 員 (年度中受付)					職権保護				年 齢 別											
											0～5歳				6～11歳				12～14歳			
		中央	出雲	浜田	益田	計	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田
養 護	児童虐待	33	28	11	18	90	28	6	9	3	4	8	5	6	14	16	4	9	10	2	2	3
	そ の 他	27	15	4	3	49	8	0	2	0	2	4	0	2	12	4	3	0	6	4	1	0
障 が い		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非 行		5	4	5	2	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	4	3	2
育 成		4	3	2	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1	2	2	0	0
保 健・そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		69	50	22	24	165	36	6	11	3	6	12	5	8	28	21	11	10	22	12	6	5
合 計							56				31				70				45			
構 成 比											18.8%				42.4%				27.3%			

相談種類別一時保護状況（委託保護）

相談種類別 区分		実 人 員 (年度中受付)					職権保護				委 託 先											
											児童養護施設				乳児院				里親			
		中央	出雲	浜田	益田	計	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田
養 護	児童虐待	24	11	2	3	40	17	4	1	2	9	3	0	3	4	5	1	0	0	5	1	6
	そ の 他	17	10	3	4	34	0	0	0	0	3	0	0	0	3	1	0	1	7	4	0	3
障 が い		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非 行		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育 成		0	1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保 健・そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		41	22	6	8	77	17	4	1	2	12	3	1	3	7	6	1	1	7	9	1	9
合 計							24				19				15				26			
構 成 比											22.6%				17.9%				31.0%			

				退 所 状 況												延 日 数				保 護 期 間 2 か 月 以 上			
15歳以上				家庭引取				施設入所・里親委託等				その他											
中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田
5	2	0	0	23	18	9	12	9	7	0	2	0	4	2	3	779	903	354	154	7	4	2	0
7	3	0	1	21	7	3	2	6	1	0	0	0	7	1	1	359	454	43	43	2	2	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	1	3	5	1	4	1	0	0	0	0	0	1	206	51	85	30	0	0	0	0
0	0	0	0	3	2	1	1	1	1	2	0	0	0	0	0	122	20	91	10	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	5	0	1	48	30	18	16	20	10	2	2	0	11	3	5	1,466	1,428	573	237	9	6	2	0
19				112				34				19				3,704				17			
11.5%																							

				退 所 状 況												延 日 数				保 護 期 間 2 か 月 以 上			
その他				家庭引取				施設入所・里親委託等				その他											
中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田	中央	出雲	浜田	益田
9	1	0	0	12	1	0	4	8	8	1	2	2	5	1	3	1,245	724	54	1,213	12	5	0	5
5	5	2	0	14	2	1	2	4	7	1	2	0	1	0	0	392	334	11	39	1	2	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	4	36	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	7	2	1	26	4	2	7	12	15	2	4	2	6	1	3	1,637	1,066	69	1,288	13	7	0	5
24				39				33				12				4,060				25			
28.6%																							

8 一時保護の推移

		令和3年度					令和4年度					令和5年度				
		中央	出雲	浜田	益田	計	中央	出雲	浜田	益田	計	中央	出雲	浜田	益田	計
所内保護	実人員	29	49	53	33	164	30	51	26	24	131	68	52	23	21	164
	延人員	737	740	948	769	3,194	854	853	428	668	2,803	1,464	1,399	572	282	3,717
委託保護	実人員	33	22	27	11	99	19	30	14	14	77	34	25	6	10	75
	延人員	883	716	596	772	2,967	637	854	171	1,354	3,016	1,769	872	327	603	3,571
計	実人員	62	71	80	44	257	49	81	40	38	208	102	77	29	31	239
	延人員	1,620	1,456	1,544	1,541	6,161	1,491	1,707	599	2,022	5,819	3,233	2,271	899	885	7,288
所内保護	1日平均保護人員	2.0	2.0	2.6	2.1	8.8	2.3	2.3	1.2	1.8	7.7	4.0	3.8	1.6	0.8	10.2
	一人平均保護期間	25.4	15.1	17.9	23.3	19.5	28.5	16.7	16.5	27.8	21.4	21.5	26.9	24.9	13.4	22.7

※実人員について、本表と「7 相談種類別一時保護状況」は一致しない。

本表の実人員は本年度中に保護（委託）されていた児童数で、前年度からの継続児童、年度末継続児童も含む。

「7 相談種類別一時保護状況」における実人員は、本年度中新規に保護（委託）された児童数。

※延日数については、本表と「7 相談種類別一時保護状況」は一致しない。

本表の延日数は、年度中に未退所の児童における年度末時点における入所日数のため、年度末継続児童も含む。

（本表における延人員÷実人員＝年度中の一人あたりの平均保護（委託）日数を示す）

「7 相談種類別一時保護状況」における延日数は、本年度中に退所（保護を解除）した児童における入所日から退所日までの日数。

9 里親登録数及び委託里親数

令和6年3月31日現在

上段：登録里親数（組） 下段：児童が委託されている里親数（組）

児相別	区 分	登録里親数 (区分を重複して登録している場合があるため、内訳の合計とならない)	養育里親	養子縁組里親	親族里親	専門里親
中央児童相談所		49	43	25	2	7
		11	6	1	2	3
出雲児童相談所		56	50	21	2	4
		15	13	0	2	0
浜田児童相談所		34	32	12	1	6
		6	4	0	1	1
益田児童相談所		22	22	5	0	2
		0	0	0	0	0
計		161	147	63	5	19
		32	23	1	5	4

10. 里親委託児童の状況

区分 児相別	前年度末 委託児童数	令和5年度 新規委託 児童数	同解除 及び変更	令和5年度末 委託児童数	年齢別委託児童数						
						0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	小計
中 央	12	4	4	12	男	1	3	3	2	2	11
					女	0	1	0	0	0	1
出 雲	11	12	3	20	男	0	3	2	3	0	8
					女	0	5	4	2	1	12
浜 田	7	2	3	6	男	0	3	1	1	0	5
					女	0	0	1	0	0	1
益 田	0	0	0	0	男	0	0	0	0	0	0
					女	0	0	0	0	0	0
計	30	18	10	38	男	1	9	6	6	2	24
					女	0	6	5	2	1	14

11. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託児童の状況

区分 児相別	前年度末 委託児童数	令和5年度 新規委託 児童数	同解除 及び変更	令和5年度末 委託児童数	年齢別委託児童数						
						0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	小計
中 央	5	0	2	3	男	0	0	2	1	0	3
					女	0	0	0	0	0	0
出 雲	1	1	0	1	男	0	1	0	0	0	1
					女	0	0	0	0	0	0
浜 田	1	0	0	1	男	0	0	0	0	1	1
					女	0	0	0	0	0	0
益 田	2	0	0	2	男	0	0	0	1	1	2
					女	0	0	0	0	0	0
計	9	1	2	7	男	0	1	2	2	2	7
					女	0	0	0	0	0	0

※令和6年3月31日現在：事業所数2、定員12名

Ⅳ 令和５年度 児童虐待相談補助統計

【虐待相談の状況】

1 新規虐待認定件数

(件数)

	中央児童相談所			出雲児童相談所			浜田児童相談所			益田児童相談所			新規虐待認定 計			通告件数
	世帯	児童数		世帯	児童数		世帯	児童数		世帯	児童数		世帯	児童数		
		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女	
令和３年度	40	73		58	109		56	114		41	82		195	378		724
		32	41		58	51		59	55		56	26		205	173	
令和４年度	44	73		75	129		44	87		29	43		192	332		786
		39	34		64	65		49	38		25	18		177	155	
令和５年度	69	128		53	98		29	59		37	69		188	354		816
		64	64		49	49		34	25		32	37		179	175	

2 虐待相談の経路

(件数)

	家 族	親 戚	近隣知人	児童本人	学校等	警 察	女性相談 機 関	市町村	その他	計
件 数	22	0	14	8	43	133	2	40	92	354
	6.2%	0.0%	4.0%	2.3%	12.1%	37.6%	0.6%	11.3%	26.0%	100.0%

3 令和５年度虐待通告の認定状況

(件数)

	身体的虐待			性的虐待			ネグレクト			DVによる 心理的虐待			その他の 心理的虐待			計		
	世帯	児童数		世帯	児童数		世帯	児童数		世帯	児童数		世帯	児童数		世帯	児童数	
		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女
認 定 数	68	107		3	5		23	37		29	67		65	138		188	354	
		64	43		0	5		17	20		29	38		69	69		179	175

4 虐待の重症度と虐待種別の関係

(件数)

	生命の危機	重度虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危機	計	
身 体 的 虐 待	2	7	34	57	7	107	30.2%
	1.9%	6.5%	31.8%	53.3%	6.5%	100.0%	
うち一時保護	2	3	13	9	1	28	
うち不同意保護	1	2	3	2	0	8	
性 的 虐 待	0	2	0	0	3	5	1.4%
	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	60.0%	100.0%	
うち一時保護	0	2	0	0	1	3	
うち不同意保護	0	0	0	0	1	1	
ネ グ レ ク ト	2	3	12	14	6	37	10.5%
	5.4%	8.1%	32.4%	37.8%	16.2%	100.0%	
うち一時保護	0	3	6	3	2	14	
うち不同意保護	0	2	3	0	1	6	
DVによる心理的虐待	0	0	4	53	10	67	18.9%
	0.0%	0.0%	6.0%	79.1%	14.9%	100.0%	
うち一時保護	0	0	0	3	0	3	
うち不同意保護	0	0	0	3	0	3	
その他の心理的虐待	0	6	47	55	30	138	39.0%
	0.0%	4.3%	34.1%	39.9%	21.7%	100.0%	
うち一時保護	0	6	12	11	2	31	
うち不同意保護	0	3	1	0	0	4	
合 計	4	18	97	179	56	354	100.0%
	1.1%	5.1%	27.4%	50.6%	15.8%	100.0%	
うち一時保護	2	14	31	26	6	79	
うち不同意保護	1	7	7	5	2	22	

【被虐待児の状況】

5 被虐待児の年齢と主な虐待種別

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待	計	
0～3歳未満	10	1	12	12	9	44	12.4%
3歳～就学前	14	0	9	17	20	60	16.9%
小学生（1～3年）	30	0	2	10	34	76	21.5%
小学生（4～6年）	25	1	6	12	29	73	20.6%
中学生	22	2	5	12	30	71	20.1%
義務教育終了児童	6	1	3	4	16	30	8.5%
合 計	107	5	37	67	138	354	100.0%

6 虐待を受けていた期間

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待	計	
3ヶ月未満	38	1	5	34	27	105	29.7%
3ヶ月～1年未満	21	2	9	12	18	62	17.5%
1年以上～3年未満	9	0	4	6	7	26	7.3%
3年以上	26	1	7	7	46	87	24.6%
不 明	13	1	12	8	40	74	20.9%
合 計	107	5	37	67	138	354	100.0%

7 被虐待児の身体等の状況（複数回答）

(件数)

	身体的 虐 待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待	計	
知的・運動発達に遅れや偏りがある	40	2	12	8	47	109	30.8%
身体の成長に問題がある	6	0	4	1	2	13	3.7%
性格・行動上で気になる面がある	59	1	12	6	61	139	39.3%
問題行動（反社会的）が認められる	32	0	4	1	36	73	20.6%
ストレス反応と考えられる身体症状	17	3	1	3	31	55	15.5%
ストレス反応と考えられる心理的不安定さ	29	4	7	9	58	107	30.2%
保護者に対するネガティブな感情や行動	52	3	7	15	67	144	40.7%
虐待されている認識がないような行動	13	0	5	1	16	35	9.9%
調査時点では全項目に該当しない	23	1	15	43	29	111	31.4%

8 同居のきょうだいの有無と虐待の対象

(件数)

	本児のみ虐待	他のきょうだいも 全員虐待	虐待を受けていない きょうだい有り	計	
1人（本児のみ）	35	0	0	35	18.6%
2人	28	54	0	82	43.6%
3人	9	30	7	46	24.5%
4人以上	4	15	6	25	13.3%
合 計	76 40.4%	99 52.7%	13 6.9%	188 100.0%	100.0%

【虐待者の状況】

9 主たる虐待者

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待	計	
実父	51	2	5	44	62	164	46.3%
実父以外の父	7	2	0	9	10	28	7.9%
実母	43	0	32	13	63	151	42.7%
実母以外の母	1	0	0	0	0	1	0.3%
その他の監護する男性	5	1	0	1	3	10	2.8%
その他の監護する女性	0	0	0	0	0	0	0.0%
合 計	107	5	37	67	138	354	100.0%

10 児童が生まれたときの虐待者の年齢

(件数)

		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待	計	
虐待者が実親	20歳未満	1	0	5	1	7	14	4.0%
	20～24歳	23	0	12	3	26	64	18.1%
	25～29歳	24	1	11	12	33	81	22.9%
	30～34歳	34	1	3	18	26	82	23.2%
	35～39歳	16	0	1	14	19	50	14.1%
	40歳以上	2	1	5	9	14	31	8.8%
虐待者が実親以外		7	2	0	10	13	32	9.0%
合 計		107	5	37	67	138	354	100.0%

11 養育環境（複数回答）

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待	計	
一人親家庭	19	1	13	4	31	68	36.2%
複雑な家族構成	5	2	3	9	8	27	14.4%
両親不和・DVあり	42	1	13	55	79	190	101.1%
虐待者の施設体験有り	2	0	1	0	3	6	3.2%
特になし	42	1	7	7	29	86	45.7%
不明	4	0	4	2	7	17	9.0%

12 虐待者の虐待についての認識

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待	計	
行為そのものを認めない	4	0	6	2	11	23	6.5%
行為は認めるが意図は否定	10	1	9	8	19	47	13.3%
行為は認めしつくと主張	31	0	0	0	18	49	13.8%
虐待を認めるが援助拒否	3	0	0	2	5	10	2.8%
虐待を認め援助を受け入れ	50	4	21	46	64	185	52.3%
不明	9	0	1	9	21	40	11.3%
合 計	107	5	37	67	138	354	100.0%

【家族形態】

13 世帯類型の状況

(件数)

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待	計	
実父母のみ世帯	35	1	7	17	26	86	45.7%
ステップファミリー	8	1	5	9	15	38	20.2%
母子のみ世帯	10	1	8	1	17	37	19.7%
父子のみ世帯	2	0	1	0	1	4	2.1%
父母なし世帯	0	0	0	0	0	0	0.0%
祖父母同居	10	0	2	1	5	18	9.6%
その他	3	0	0	1	1	5	2.7%

14 世帯類型と虐待の重症度

(件数)

	生命の危機	重症虐待	中度虐待	軽度虐待	虐待の危機	計
実父母のみ世帯	0	4	25	49	8	86
ステップファミリー	1	1	14	16	6	38
母子のみ世帯	3	5	8	15	6	37
父子のみ世帯	0	0	1	2	1	4
父母なし世帯	0	0	0	0	0	0
祖父母同居	0	2	5	7	4	18
その他	0	0	1	4	0	5
合 計	4	12	54	93	25	188
	2.1%	6.4%	28.7%	49.5%	13.3%	100.0%

15 妊娠期・周産期の問題（調査対象：0～就学前）（複数回答）

（件数）

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待	計	
望まない妊娠	0	0	1	1	2	4	3.8%
若年妊娠	8	0	12	7	14	41	39.4%
未熟児等での長期間母子分離	0	0	0	0	0	0	0.0%
母子健康手帳の未発行	0	0	1	0	0	1	1.0%
妊婦健診未受診	0	0	1	0	0	1	1.0%
調査時点では全項目に該当しない	12	1	7	19	10	49	47.1%
不明	4	0	0	2	4	10	9.6%

【家庭環境】

16 主たる生計者の就労状況

（件数）

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待	計	
定職	52	3	14	25	50	144	76.6%
派遣、臨時、パート等	9	0	3	1	8	21	11.2%
無職	6	0	6	1	5	18	9.6%
その他	1	0	0	2	2	5	2.7%

17 世帯の経済状況の特徴（複数回答）

（件数）

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待	計	
多額債務（借金）	6	0	7	6	7	26	13.8%
失業中	6	0	3	1	2	12	6.4%
浪費	5	0	3	3	1	12	6.4%
不安定就労	4	0	1	4	2	11	5.9%
問題なし	46	3	10	19	38	116	61.7%
その他	8	0	5	5	20	38	20.2%

18 虐待者のリスクと虐待種別（複数回答）

（件数）

保護者のリスク	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	DVによる 心理的虐待	その他の 心理的虐待	計	
精神障がいまたはその疑い	29	2	12	18	44	105	29.7%
神経症またはその疑い	20	1	7	9	25	62	17.5%
人格障がいまたはその疑い	0	0	2	0	6	8	2.3%
知的障がいまたはその疑い	12	0	8	4	7	31	8.8%
身体上の病気や障がい	9	0	7	3	15	34	9.6%
情緒・感情が不安定	67	3	20	40	102	232	65.5%
気質・性格上の問題を有する	84	4	29	58	114	289	81.6%
アルコール依存症またはその疑い	14	0	4	14	26	58	16.4%
その他のアディクション	2	0	6	1	9	18	5.1%
独特の育児感	13	0	9	1	22	45	12.7%
子どもに対しネガティブな養育態度	51	1	17	13	74	156	44.1%
子どもの気持ちを読み取れない	48	4	21	22	83	178	50.3%
調査時点では全項目に該当しない	3	0	3	5	2	13	3.7%
不明	1	0	0	0	4	5	1.4%

【統計項目】

項目		合計		備考
1. 虐待種別		354		* 主たる虐待について計上
身体的虐待	107	30.2%		
性的虐待	5	1.4%		
ネグレクト	37	10.5%		
DVによる心理的虐待	67	18.9%		
その他の心理的虐待	138	39.0%		
2. 被虐待児の年齢		354		
0～3歳未満	44	12.4%		
うち保育所等通所	27			
3歳～就学前	60	16.9%		
うち保育所等通所	47			
小学生（1～3年）	76	21.5%		
うち学童等利用	15			
小学生（4～6年）	73	20.6%		
中学生	71	20.1%		
義務教育修了児童	30	8.5%		
3. 虐待を受けていた期間		354		
3ヶ月未満	105	29.7%		
3ヶ月以上1年未満	62	17.5%		
1年以上3年未満	26	7.3%		
3年以上	87	24.6%		
不明	74	20.9%		
4. 虐待の重症度と虐待種別の関係		354		* 生命の危険あり 子どもの生命の危険あり * 重度虐待 今すぐには生命の危険はないが、子どもの健康や成長や発達に重要な影響が考えられる * 中度虐待 長期に見ると子どもの人格形成に重い問題を残すことが危惧される * 軽度虐待 一時的な虐待と考えられるが、親や周囲の者が虐待と感じている * 虐待の危惧あり 虐待行為はないが、子どもへの虐待を危惧する訴えがある
生命の危機あり	4	1.1%		
うち一時保護あり	2			
うち一時保護不同意	1			
重度虐待	18	5.1%		
うち一時保護あり	14			
うち一時保護不同意	7			
中度虐待	97	27.4%		
うち一時保護あり	31			
うち一時保護不同意	7			
軽度虐待	179	50.6%		
うち一時保護あり	26			
うち一時保護不同意	5			
虐待の危惧あり	56	15.8%		
うち一時保護あり	6			
うち一時保護不同意	2			
5. 被虐待児の状況（複数）		786／354		* 島根県版虐待アセスメント項目、評価3以上をカウント
知的・運動発達に遅れや偏り	109	30.8%		
身体の成長に問題	13	3.7%		
性格・行動上で気になる面	139	39.3%		
問題行動（反社会的行動）	73	20.6%		
ストレス反応と考えられる身体症状	55	15.5%		
ストレス反応と考えられる心理的不安定	107	30.2%		
保護者に対するネガティブな感情や行動	144	40.7%		
虐待の認識がないような行動	35	9.9%		
調査時点では該当無し	111	31.4%		
6. 被虐待児の心理的、行動的状況（複数）		570／354		* ダメージアセスメントより総合判断
集団不適応	27	7.6%		
多動	41	11.6%		
生活のルーズ・怠惰	28	7.9%		
非行	7	2.0%		
乱暴	35	9.9%		
消極的	9	2.5%		
反抗的	28	7.9%		
子どもらしくない	15	4.2%		
衝動行動	47	13.3%		

【統計項目】

項目		合計		備考
	過度な甘え	14	4.0%	
	無表情	14	4.0%	
	性的問題	8	2.3%	
	虚言	11	3.1%	
	リストカット	1	0.3%	
	言葉が荒い	22	6.2%	
	自尊感情低下	24	6.8%	
	不定愁訴	23	6.5%	
	発育の遅れ	23	6.5%	
	特になし	169	47.7%	
	不明	24	6.8%	
7. 同居のきょうだいの有無と虐待の対象		188		* 世帯数で集計
	きょうだいなし	35	18.6%	
2人	本児のみ	28	14.9%	
	全員虐待	54	28.7%	
3人	本児のみ	9	4.8%	
	全員虐待	30	16.0%	
	虐待のないきょうだいがいる	7	3.7%	
4人以上	本児のみ	4	2.1%	
	全員虐待	15	8.0%	
	虐待のないきょうだいがいる	6	3.2%	
8. 被虐待児以外の子どもの状況（複数）		111／153		* きょうだいのある児童 ←被虐待児が実親以外から虐待を受けている場合
	きょうだいに障害・疾患がある	61	39.9%	
	きょうだいに乳児がいる	27	17.6%	
	きょうだいに実子がいる	23	15.0%	
9. 乳幼児健診等受診状況（複数）		725／354		
	1.6歳児健診受診	193	54.5%	
	1.6歳児健診未受診	7	2.0%	
	3歳児検診健受診	179	50.6%	
	3歳児検診未受診	8	2.3%	
	法定予防接種済み	197	55.6%	
	法定予防接種未接種	9	2.5%	
	年齢的に未確認	39	11.0%	
	不明	93	26.3%	
10. 通告者		354		
	家族	22	6.2%	
	親戚	0	0.0%	
	近隣・知人	14	4.0%	
	児童本人	8	2.3%	
	学校	43	12.1%	
	警察	133	37.6%	
	女性相談機関	2	0.6%	
	市町村	40	11.3%	
	その他	92	26.0%	
11. 受理後の初期対応における関係した機関（複数）		926／354		
	学校	237	66.9%	
	保育所・幼稚園	113	31.9%	
	教委	32	9.0%	
	医療機関	26	7.3%	
	児童委員・主任児童委員	1	0.3%	
	福祉事務所	6	1.7%	
	市町村	261	73.7%	
	警察	201	56.8%	
	女性相談機関	22	6.2%	
	NPO等民間	4	1.1%	
	その他	23	6.5%	
12. 主たる虐待者		354		
	実父	164	46.3%	

【統計項目】

項目		合計		備考
	実父以外の父	28	7.9%	
	実母	151	42.7%	
	実母以外の母	1	0.3%	
	その他の監護する男性	10	2.8%	
	その他の監護する女性	0	0.0%	
13. 主な虐待者受理時の年齢		354		
	20歳未満	4	1.1%	
	20～24歳	21	5.9%	
	25～29歳	29	8.2%	
	30～34歳	55	15.5%	
	35～39歳	99	28.0%	
	40歳以上	146	41.2%	
14. 児童が生まれた時の虐待者（実親）の年齢		354		
	20歳未満	14	4.0%	
	20～24歳	64	18.1%	
	25～29歳	81	22.9%	
	30～34歳	82	23.2%	
	35～39歳	50	14.1%	
	40歳以上	31	8.8%	
	虐待者が実親以外	32	9.0%	
15. 虐待者別虐待の頻度		354		＊頻発的：4回以上繰り返され、間隔が1ヶ月未満のもの ＊散発的：虐待は初めてではないが、3回以下のもの ただし、4回以上あっても、期間が1ヶ月以上間隔があいているもの
	頻発的	86	24.3%	
	散発的	170	48.0%	
	今回初めて	71	20.1%	
	不明	27	7.6%	
16. 虐待者の被虐待体験		354		
	あり	114	32.2%	
	なし	152	42.9%	
	不明	88	24.9%	
17. 養育環境(複数)		394／188		＊主たる虐待者で集計 ＊世帯数で集計
	一人親家庭	68	36.2%	
	複雑な家族構成	27	14.4%	
	両親不和・DVあり	190	101.1%	
	虐待者の施設体験あり	6	3.2%	
	特になし	86	45.7%	
	不明	17	9.0%	
18. 虐待者の虐待についての認識		354		＊主たる虐待者で集計
	虐待そのものを認めない	23	6.5%	
	行為は認めるが意図は否定	47	13.3%	
	行為は認めるがしつくと主張	49	13.8%	
	虐待は認めるが援助を拒否	10	2.8%	
	虐待を認め援助を受入	185	52.3%	
	不明	40	11.3%	
19. 世帯類型の状況		188		＊世帯数で集計
	実父母のみ	86	45.7%	
	ステップファミリー	38	20.2%	
	母子のみ世帯	37	19.7%	
	父子のみ世帯	4	2.1%	
	父母無し世帯	0	0.0%	
	祖父母同居	18	9.6%	
	その他	5	2.7%	
20. 虐待者のリスク（複数）		1234／354		＊主たる虐待者で集計 島根県版虐待アセスメント項目、評価3以上をカウント
	精神障がいまたはその疑い	105	29.7%	
	神経症またはその疑い	62	17.5%	
	人格障がいまたはその疑い	8	2.3%	
	知的障がいまたはその疑い	31	8.8%	
	身体上の病気や障がい	34	9.6%	
	情緒・感情が不安定	232	65.5%	

【統計項目】

項目		合計		備考
	気質・性格上の問題を有する	289	81.6%	←薬物・ギャンブル・借金などの依存症
	アルコール依存症またはその疑い	58	16.4%	
	その他のアディクション	18	5.1%	
	独特の育児観	45	12.7%	
	子どもにネガティブな養育態度	156	44.1%	
	子どもの気持ちを読み取れない	178	50.3%	
	調査時点では該当なし	13	3.7%	
	不明	5	1.4%	
21. 主たる生計者の就労状況		188		* 世帯数で集計
	定職	144	76.6%	
	派遣、臨時、パート等	21	11.2%	
	無職	18	9.6%	
	その他	5	2.7%	
22. 妊娠期・周産期の問題（複数）		106/104		* 調査対象：0～就学前
	望まない妊娠	4	3.8%	
	若年妊娠	41	39.4%	
	未熟児等での長期間母子分離	0	0.0%	
	母子健康手帳の未発行	1	1.0%	
	妊婦健診未受診	1	1.0%	
	調査時点では該当なし	49	47.1%	
	不明	10	9.6%	
23. 世帯の経済状況の特徴（複数）		215/188		* 世帯数で集計
	多額債務（借金）	26	13.8%	
	失業中	12	6.4%	
	浪費	12	6.4%	
	不安定収入	11	5.9%	
	問題なし	116	61.7%	
	その他	38	20.2%	
24. 虐待につながる家庭の状況（複数）		451/188		* 世帯数で集計
	孤立	39	20.7%	
	経済的困難	63	33.5%	
	ひとり親家庭	48	25.5%	
	親の再婚により継父母あり	46	24.5%	
	夫婦間不和	56	29.8%	
	育児疲れ	41	21.8%	
	就労の疲労	14	7.4%	
	精神病・身体の病気	68	36.2%	
	アディクションによる問題	29	15.4%	
	独特の育児スキル	23	12.2%	
	怠惰な家庭	9	4.8%	
	母親の再婚による継父・内縁男性あり	15	8.0%	
25. 処遇・施設入所		33		* 施設入所者で集計
	乳児院	8	24.2%	
	児童養護施設	9	27.3%	
	児童自立支援施設	3	9.1%	
	障がい児施設	3	9.1%	
	その他	10	30.3%	
26. 施設入所に対する虐待者の同意		36		* 施設入所方針の者で集計
	同意	21	58.3%	
	同意せず在宅で指導	3	8.3%	
	苦勞して同意	7	19.4%	
	接触拒否	0	0.0%	
	家裁申立	5	13.9%	
27. 継続指導の状況		327/354		* 主な内容を1つ選択
	通所	227	64.1%	
	モニター依頼	92	26.0%	
	他機関でのカウンセリング等	8	2.3%	

女 性 相 談 の 部

I 業務の概要

1 相談体制

女性相談（DV被害男性からの相談を含む。）は、担当職員のほか、女性相談員（婦人相談員）が中心となって相談に応じています。

女性相談センター、女性相談センター西部分室のほかに、県内4か所の児童相談所に女性相談員を配置し、各所に専用の相談ダイヤルを設け、気軽に相談できる手段を確保しています。

女性相談員の所属・配置人数	所在地・電話	相談日・相談時間
女性相談センター 4名	島根県松江市北田町48-1 相談ダイヤル：0852-25-8071	電話相談：月～金 8:30～17:00 土・日 8:30～12:00、 13:00～17:00 面接相談：月～金 8:30～17:00 (いずれも祝日、休日、年末年始を除く)
	性暴力被害者支援センター「たんぽぽ」 相談ダイヤル：0852-25-3010	相談時間：月～金 8:30～17:15 (上記時間外、土日、祝日、休日、年末年始はコールセンターにて受付)
女性相談センター西部分室 (あすてらす女性相談室) 2名	大田市大田町大田イ236-4 県立男女共同参画センター内 相談ダイヤル：0854-84-5661	相談日：月～金 (祝日、休日、年末年始を除く) 相談時間：8:30～17:00
中央児童相談所隠岐相談室 1名	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 相談ダイヤル：08512-2-9810	
出雲児童相談所 2名	出雲市小山町70 相談ダイヤル：0853-21-8789	
浜田児童相談所 1名	浜田市上府町イ2591 相談ダイヤル：0855-28-3434	
益田児童相談所 1名	益田市高津4-7-47 相談ダイヤル：0856-31-1886	

2 相談業務

日常生活上の様々な女性の悩みについて広く相談に応じています。

配偶者等からの暴力に関する相談（男性被害者からの相談も含む。）や、性暴力被害に関する相談に対応しています。

相談の内容に応じて、電話及び面接により、問題解決のための助言及び必要な情報提供を行います。

また、支援を必要とする女性や配偶者暴力被害者に対しては的確で速やかな支援を行うため、必要に応じて、本人及び本人の家庭状況、福祉諸制度の適用状況を調査するとともに、必要がある場合に心理学的・医学的・職能的判定を行います。

(1) 一般相談

女性相談窓口として、専用の相談ダイヤルを設置し、気軽に相談できる手段を確保して、日常生活上の困りごとや、夫婦・家族の問題、そして、暴力被害に関する相談などに幅広く対応しています。

適切な解決方法を共に考え、必要に応じて他の専門機関などを紹介しています。電話相談では解決しにくい複雑な問題や暴力被害に関する相談については、来所相談を促し対応しています。

(2) 配偶者等からの暴力に関する相談（DV相談）

暴力の状況について何うとともに、DVサイクルやDVによる影響の説明等によって、相談者がよりDVについての理解を深め、考えや方針を整理するための援助を行います。また、必要に応じて、法律や医療の専門相談につなげます。

さらに、DV被害者が各種制度の支援を受けられるよう、DV相談を受けたことの証明書の発行や、保護命令手続に関する支援を行います。なお、DV被害者については男性からの相談にも対応しています。

(3) 性暴力被害に関する相談

「性暴力被害者支援センターたんぽぽ」として性暴力被害者専用の相談ダイヤルを設置しています。相談の内容や被害の状況に応じて、緊急の医療受診や警察相談、法律相談、カウンセリングにつなげるなどの支援のコーディネートや同行支援を行います。

(4) 専門相談

① 法律相談

弁護士による無料法律相談を月1回（原則毎月第3金曜日、奇数月は女性相談センター、偶数月は女性相談センター西部分室）開催しています。

② 精神科医相談

精神科医師による面接相談を月2回（女性相談センターでは原則毎月第4水曜日、女性相談センター

西部分室では原則毎月第2木曜日）開催しています。

＜相談状況（令和5年度窓口別相談受付件数）＞

区 分	女性相談 センター	女性相談 センター 西部分室	児童相談所・相談室				計
			出 雲	浜 田	益 田	隠 岐	
面接相談	181	59	128	104	86	4	562
電話相談等	1,536	559	542	383	297	165	3,482
計	1,717	618	670	487	383	169	4,044

3 一時保護業務

配偶者等からの暴力や帰住先がないなど、何らかの事情で安全な場所が必要な女性を一時的に保護し、関係機関との連携を図りながら問題解決に向けた助言や支援を行っています。

(1) 配偶者暴力被害者緊急避難支援事業

配偶者暴力被害者等及び同伴児（者）の一時保護が何らかの事情で直ちに行えない場合等に、緊急的に避難する場所を民間宿泊施設において確保し、宿泊費等を助成しています。

(2) 暴力被害者等一時保護委託

暴力被害者等の状況に応じて、適切な社会福祉法人等外部団体に一時保護の委託を行っています。

4 自立支援業務

早期に生活基盤を整え、安全に地域生活が送れるように各種支援制度の情報提供や手続支援等を行います。また、支援制度を持つ各機関との連携によりスムーズな支援体制づくりをします。

(1) ステップハウスの活用

直ちに住宅を確保することが難しい被害者等に対して、一時的な居所を提供し、早期の自立を促します。

(2) 配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付事務

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則（平成19年島根県規則第14号）第1条の規定に基づき、一時保護の方を対象として、自立支援金の貸付事務を行っています。

5 広報・啓発業務

女性保護事業や女性相談センター及び女性相談員の業務について、広く県民に周知し、理解をいただくと共に、困難を抱える多くの女性が相談につながるように、講演会の開催、各行政機関や民間団体が開催する研修会への講師派遣、リーフレットの作成・配布等の事業を行っています。

(1) 「ドメスティック・バイオレンスに関する県民公開講座」の開催

「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、広く県民を対象とした講演会を開催しています。

(2) 研修会等への講師派遣

他の行政機関や民間団体が実施するDVや性暴力に関する研修会や講演会等に職員を講師として派遣しています。また、教育機関においてデートDVに関する研修を行い、被害の予防に努めています。

(3) 広報啓発用リーフレット等の作成

相談窓口を幅広くPRするため、リーフレット等により広報啓発しています。

6 関係機関との連携

(1) 「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」の開催

女性に対する暴力の被害者支援について、共通理解と認識を深めるために、県内7圏域ごとに市町村、市町村社会福祉協議会、市町村民生児童委員協議会、福祉事務所、保健所、病院、警察署、法務局、公共職業安定所などで構成される関係機関連絡会を設置し、関係機関相互の連携強化を図っています。

(2) 要保護児童対策地域協議会への参画

要対協への参画を推進し、児童虐待対応機関との連携を図っています。

(3) 市町村関係部署等との連携

市町村担当部署、医療機関や民間団体等関係機関との連携・協働により支援の充実を図っています。

7 女性相談員等への研修の実施と参加

(1) 新任研修及び専門研修（主催する研修）

① 女性相談新任担当者研修

② 女性相談員・女性相談担当者実務者研修

③ 女性相談員・女性相談担当者専門研修

④ DV被害者支援事例検討会

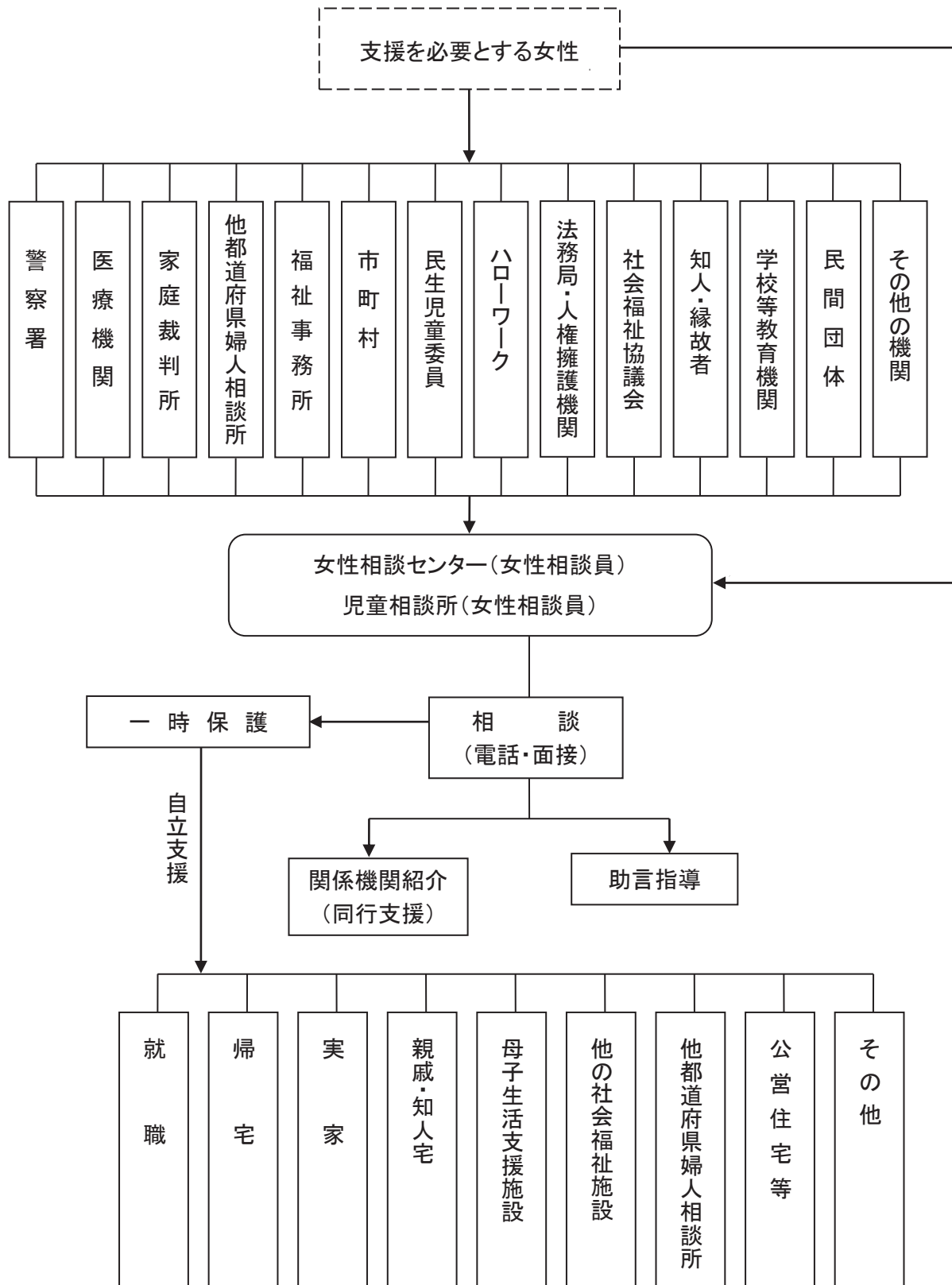
⑤ 性暴力被害者支援員専門研修（外部委託により実施）

(2) 各種研究協議会等への女性相談員・女性相談担当者の派遣（研究・研鑽のための参加）

① 全国婦人相談員・心理判定員研究協議会

② 中国・四国地区婦人保護事業研究協議会 など

Ⅱ 女性支援の流れ



県内児童相談所一覧

児童相談所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
島根県中央児童相談所	〒690-0823 松江市西川津町3090-1	(代) 0852-21-3168	0852-21-3163
隠岐相談室	〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	(代) 08512-2-9706 (女) 08512-2-9810	08512-2-9718
島根県出雲児童相談所	〒693-0051 出雲市小山町70	(代) 0853-21-0007 (女) 0853-21-8789	0853-21-0047
島根県浜田児童相談所	〒697-0005 浜田市上府町イ2591	(代) 0855-28-3560 (女) 0855-28-3434	0855-28-3565
島根県益田児童相談所	〒698-0041 益田市高津四丁目-7-47	(代) 0856-22-0083 (女) 0856-31-1886	0856-22-0075

※（女）は女性相談ダイヤル

県内児童福祉施設一覧

(令和6年4月現在)

施 設 名		設置主体	定員	所 在 地	電話番号
松 江 赤 十 字 乳 児 院		日本赤十字社	30	〒690-0884 松江市南田町162	0852-24-6417
児 童 養 護 施 設	双樹学院	社福	60	〒690-0012 松江市古志原5-2-25	0852-21-5794
	安来学園	社福	60	〒692-0001 安来市赤江町1768	0854-28-8107
	聖煌寮	社福	50	〒699-3212 浜田市三隅町向野田409	0855-32-0104
自 立 援 助 ホーム	雪舟ホーム	個人	6	〒698-0023 益田市常盤町3-8	0856-22-7150
ファミリー ホーム	みしょう	社福	6	〒690-0402 松江市島根町大芦5707	080-1936-5975
	カルマーレ	個人	6	〒698-0024 益田市駅前町2-7	0856-22-6130
児 童 心 理 治 療 施 設	児童心理療育センターみらい	社福	20	〒699-0822 出雲市神西沖町2534-2	0853-43-8020
児 童 自 立 支 援 施 設	わかたけ学園	県	48	〒699-0403 松江市宍道町西来待1300	0852-66-0053
福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	さざなみ学園	社福	30	〒699-0822 出雲市神西沖町2534-2	0853-43-2252
	こくぶ学園	社福	30	〒697-0005 浜田市上府町イ2589	0855-28-0145
	松江学園	社福	20	〒690-0402 松江市島根町大芦5707	0852-85-3115
	仁万の里児童部	社福	10	〒685-0104 隠岐郡隠岐の島町都万2582-1	08512-6-2289
	くるみ邑美園児童部	社福	10	〒696-0102 邑智郡邑南町中野3595-18	0855-95-0327
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	松江整肢学園	社福	90	〒690-0864 松江市東生馬町15-1	0852-36-8011
	島根整肢学園	社福	100	〒695-0001 江津市渡津町1926	0855-52-2442
指 定 発 達 支 援 医 療 機 関	国立病院機構松江医療センター（筋萎縮症）	独立行政法人	80	〒690-0015 松江市上乃木5-8-31	0852-21-6131
	国立病院機構松江医療センター（重症心身障がい）	独立行政法人	80	〒690-0015 松江市上乃木5-8-31	0852-21-6131
母 子 生 活 支 援 施 設	島根東光学園	社福	20 (世帯)	〒690-0823 松江市西川津町832-2	0852-21-2970

